

岡山県災害対策実施要綱

岡 山 県

岡山県災害対策実施要綱目次

第1編 総 則	1
第1 要綱の目的	1
第2 用語の定義	1
第3 要綱の構成	2
第4 要綱の位置付け	2
第5 県の防災責務	2
第6 災害対策実施の基本方針	2
1 災害予防	2
2 災害応急対策	3
3 災害復旧	3
第2編 防災活動体制	3
第1章 各部局等において処理すべき防災に関する事務又は業務	3
第1 通 則	3
1 防災に関する事務又は業務の所掌	3
2 災害時における防災に関する事務又は業務優先処理等	3
第2章 岡山県災害対策本部	3
第1 県本部	3
第2 県本部の設置及び廃止	3
1 県本部設置及び廃止の基準	4
2 県本部設置及び廃止の通知・公表	5
第3 県本部の任務及び組織	5
1 任 務	5
2 組 織	6
第4 県本部等の運営	6
1 危機管理緊急会議	6
2 県本部会議	6
3 県本部の配備の基準等	7
第5 県災害対策本部室の設置と運営	7
1 災害対策本部室の設置・運営	7
2 幹部の常駐	7
3 県本部連絡員の配備	7
4 防災関係機関の情報連絡員の配備要請	8
5 通信施設の整備	8
6 被害状況等の通報	8
7 被害状況等の情報共有	8
8 災害広報	8
第3章 岡山県地方災害対策本部	8
第1 県地方本部	8
第2 県地方本部の設置及び廃止	8
1 県地方本部設置及び廃止の基準	8
2 県地方本部設置及び廃止の公表・通知	9
第3 県地方本部の任務及び組織	9
1 任 務	9

2	組 織	9
第 4	県地方本部の運営	9
1	県地方本部会議の運営	9
2	県地方本部の配備の基準等	10
第 5	県地方災害対策本部室の設置と運営	10
1	県地方災害対策本部室の設置	10
2	幹部の常駐	10
3	県地方本部連絡員の配備	10
4	通信施設の整備	10
5	被害情報等の通報	10
6	災害広報	10
第 4 章	防災体制	11
第 1	配備の種類	11
第 2	配備の体制	11
1	災害の分類ごとの災害情報伝達先及び配備	11
2	注意体制及び警戒体制における配備及び解除の決定	11
第 3	活動の基準	12
1	注意体制における活動基準	12
2	警戒体制における活動基準	12
3	特別警戒体制時における活動基準	13
4	非常体制における活動基準	14
5	防災主管課	14
第 4	配備の要領	15
1	配備の連絡	15
2	勤務時間外における配備の心得	17
第 5 章	県の標識及び服制基準	18
1	標 識	18
2	服制基準	18
第 3 編	災害応急対策	20
第 1 章	災害情報の収集伝達及び通信の確保	20
第 1	気象注意報・警報等の伝達	20
1	気象注意報・警報等の伝達	20
2	特殊災害情報の伝達	20
3	水防に関する情報等の伝達	20
第 2	被害状況等の収集及び伝達	20
1	情報の種類	21
2	災害対策基本法第 5 3 条の規定に基づく被害状況等	21
3	部門別被害状況等	22
4	被害報告の取りまとめの時期	22
5	防災配備体制時の情報収集活動	22
第 3	通信手段の確保	23
1	県防災情報ネットワーク等	23
2	電話及び電報の優先利用	23
3	非常通信	23
4	放送の依頼	24

第2章	災害対策要員の確保	25
1	職員の応援動員	25
2	関係機関の職員の派遣要請	25
3	労務者、技術者等の強制従事	26
第3章	災害広報	28
第4章	災害救助	28
第1	災害救助法の適用	28
第2	市町村長への委任	28
第3	救助活動	29
1	避難所の設置	29
2	応急仮設住宅の供与	29
3	炊き出しその他による食品の給与	30
4	飲料水の供給	30
5	被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	30
6	医療及び助産	31
7	被災者の救出	31
8	被災住宅の応急修理	32
9	生業資金の貸与	32
10	学用品の給与	32
11	遺体の埋火葬	32
12	遺体の捜索	32
13	遺体の処理	32
14	障害物の除去	33
第5章	避難の指示	33
1	災害対策基本法に基づく避難の指示等	33
2	水防法に基づく避難の指示	33
3	地すべり等防止法に基づく避難の指示	33
第6章	主食等の応急配給	34
1	供給品目	34
2	応急供給を行う場合	34
3	供給経路等	34
第7章	防疫・保健衛生	34
1	防疫	34
2	保健衛生	35
第8章	応急の教育	35
1	教育施設の確保及び教育指導	35
2	教職員の確保	35
3	応急給食の実施	35
第9章	交通の規制	36
1	交通の安全確保	36
2	緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限	36
第10章	輸送力の確保	36
1	県の輸送力の利用	36
2	防災関係機関を通ずる輸送力の確保	37
3	緊急通行車両等の確認	37

第11章	水 防	37
第12章	消 防	37
第13章	海上流出油の防除	37
	1 情報の収集及び伝達方法	38
	2 資機材の運用及び調達	38
	3 各部局の活動	38
第14章	危険物の保安	38
第15章	自衛隊の災害派遣要請	39
	1 災害派遣要請手続	39
	2 派遣部隊の受入れ	40
	3 撤収要請手続	40
	4 自衛隊の活動範囲	40
第16章	義援金品等の受付、配分	45
	1 義援金品の受付	45
	2 義援金品の配分	45
第 4 編 災害復旧対策		45
第 1 章	岡山県災害復旧支援本部	45
	1 県災害復旧支援本部の設置	45
	2 県災害復旧支援本部の廃止	45
第 2 章	災害復旧事業の促進	45
第 3 章	災害金融措置	47
第 4 章	国会、政府機関への要望	47
資料編		
	緊急通行者両等の確認事務処理要領（平成28年3月1日）	1

第 1 編 総 則

第 1 要綱の目的

この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び岡山県地域防災計画に基づき、岡山県がその所掌する事務又は業務について防災に関し必要な体制を確立するとともに、災害応急対策、その他災害対策に関し執るべき措置を定めることにより、総合的かつ能率的な防災行政の推進を図り、もって県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

なお、ここで定める用語以外の用語の定義は、この要綱で規定するもののほか、災害対策基本法の定めるところに準ずるものとする。

1 災 害

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発、放射性物質又は放射線の異常な水準の放出の大量放出、若しくは多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他大規模な事故により生ずる被害をいう。

2 防 災

災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ及び災害の復旧を図ることをいう。

3 各部局

次の各号に定めるところによる。

- (1) 知事の事務部局の各部局（岡山県部等設置条例（昭和28年岡山県条例第6号）に規定する部等及び企業局をいう。）
- (2) 教育委員会の事務部局

4 防災配備

県の地域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における職員の合理的配置を図り、県の防災活動体制を整備することをいう。

5 その他の用語

- (1) 県本部・・・岡山県災害対策本部をいう。
- (2) 県現地本部・・・岡山県現地災害対策本部をいう。
- (3) 県地方本部・・・岡山県地方災害対策本部をいう。
- (4) 市町村本部・・・市町村災害対策本部をいう。
- (5) 県防災計画・・・岡山県地域防災計画をいう。
- (6) 市町村防災計画・・・市町村地域防災計画をいう。
- (7) 県本部長・・・岡山県災害対策本部長をいう。
- (8) 県現地本部長・・・岡山県現地災害対策本部長をいう。
- (9) 県地方本部長・・・岡山県地方災害対策本部長をいう。
- (10) 市町村本部長・・・市町村災害対策本部長をいう。
- (11) 防災関係機関・・・県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
- (12) 県水防計画・・・水防法（昭和24年法律第193号）第7条に基づき知事が定める岡山県水防計画をいう。

(13) 県水防本部・・・県水防計画に定める岡山県水防本部をいう。

第3 要綱の構成

この要綱は、要綱策定の目的及び方針等の基本的な事項を定める「総則」(第1編)を前提としながら、防災上当面最も重要な課題である「災害応急対策」を重点に置き、次のように構成する。

(構成)

- 第1編 総 則
- 第2編 防災活動体制
- 第3編 災害応急対策
- 第4編 災害復旧対策

(構成方針)

① 総 則

要綱策定の目的及び方針等の基本的な事項を定める。

② 防災活動体制

各部局が防災に関し、何をなすべきか、また、その役割をいかに果すべきかを明確にするとともに、災害対策本部及び防災配備など、防災活動体制の整備に必要な事項を定める。

③ 災害応急対策及び災害復旧対策

災害対策実施の立場から、災害応急対策及び災害復旧について、統一的処理を必要とするもの又は各部局相互の連絡調整を図る必要のあるものなどその処理若しくは活動基準を定め、防災活動の迅速、適切化を図る。

なお、災害予防対策については、県防災計画によるものとする。

第4 要綱の位置付け

この要綱は、災害対策の実施及び推進に当たっての一般的かつ基本的な事項を定めるものである。したがって、この要綱の実施に当たっては、更に各部局においてその実施要領を定めるとともに、総合的な災害対策の推進に寄与するよう努めるものとする。

なお、特異な災害に対処するための対策計画を必要とする場合又は実施細目等を定め統一的に処理することを必要とする場合は、別途具体的な計画又は処理要領等を定める。

第5 県の防災責務

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共機関の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

第6 災害対策実施の基本方針

災害を未然に防止し、災害発生時の応急対策を的確・迅速に実施するため、岡山県防災会議が作成する防災計画の定めるところにより、これらの防災施策について、総合的かつ計画的な実施を図るものとする。

1 災害予防

災害予防対策の推進は、災害を未然に防止し、万一の災害時に被害を最小限にとどめるため重要であり、「晴れの国おかやま生き生きプラン」や「県国土強靱化地域計画」に基づいて、県土保全事業等防災に関する各事業を推進し、県有施設の耐震化など防災業務施設・設備の整備に努めるとともに、防災組織の整備、防災に必要な物資及び資機材の備蓄、防災訓練その他の災害が発生した場合における対策の支障となる

状態の改善等を実施する。

2 災害応急対策

災害応急対策の迅速的確な実施を図ることは、当面最も重要な課題であり、災害時における県、市町村を始めとする防災関係機関の各種の措置は、有機的連携のもとに、強力かつ総合的な実施が要求される。このため、災害対策基本法第23条の規定に基づき、岡山県災害対策本部を設置し、災害対策基本法、岡山県災害対策本部条例（昭和37年岡山県条例第48号）及び岡山県災害対策本部規程（昭和57年岡山県、岡山県企業、岡山県教育委員会及び岡山県警察合同訓令第2号）の規定するところにより、各部局は、それぞれ県本部の組織として、災害情報の収集及び伝達、水防その他の応急措置、被災市町村の応援又は災害応急対策の実施、被災者の救護、救助等災害の発生への防衛又は拡大防止のための各種措置を実施する。

また、県本部を設置するに至らない災害についても、県の各部局は、注意体制又は警戒体制若しくは特別警戒体制の防災配備を執り、災害発生への防衛又は拡大防止のための各種措置を実施する。

3 災害復旧

社会秩序を回復し、民生の安定、被災者の復興意欲の振興及び災害の防止のため、施設等の復旧事業の迅速適切化を図るとともに、各種災害金融措置及び災害復旧に要する経費負担の効率化及び適正化を図る。

第2編 防災活動体制

第1章 各部局等において処理すべき防災に関する事務又は業務

第1 通則

1 防災に関する事務又は業務の所掌

各部局等において処理すべき防災に関する事務又は業務は、特別にこの要綱で定めるもののほか、それぞれ法令等に定めるところにより所掌する事務又は業務である。

なお、特に防災上留意すべき事務及び災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に予定される臨時又は特別な業務については、岡山県災害対策本部規程等の規程による。

2 災害時における防災に関する事務又は業務優先処理等

(1) 災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合においては、当該災害に対処するための事務又は業務は、他の一般事務に優先して処理するものとする。

(2) 各部局等は、その所掌する防災に関する事務又は業務を遂行するに当たっては、相互に協力し、他の部局及び関係市町村並びに関係機関と緊密な連絡のもとに、災害対策が的確かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

第2章 岡山県災害対策本部

第1 県本部

知事は、県の地域の全部又は一部に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害予防の措置又は災害応急対策を迅速かつ強力に実施するために必要であると認めるときは、岡山県災害対策本部を設置するものとする。この場合において、県に水防本部が設置されているときは、県水防本部は県本部に吸収されるものとする。

第2 県本部の設置及び廃止

1 県本部設置及び廃止の基準

(1) 県本部設置の基準

ア 次の状況下で、県下に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、知事が必要と認めたとき。

(ア) 県下に、大雨、洪水、高潮、津波、暴風、大雪又は暴風雪の警報が発表されたとき。

(イ) 県下に大規模な火災又は爆発が発生したとき。

(ウ) 県下に有害物質等直接大規模な災害を誘発する物質の大量放出又は多数の者の被災等を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生したとき。

(エ) その他現に災害が発生したとき。

イ 県下に震度5強以上の地震が発生したとき。

ウ 県下に特別警報又は大津波警報が発表されたとき。

エ 原子力災害対策特別措置法第15条の事象が発生し、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき、又は知事が必要と認めるとき。

(2) 県本部設置の上申

ア (1)ア(ア)の場合において、県下に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危機管理監は土木部長と協議を行った上で、知事に対して県本部の設置を上申する。

イ (1)ア(イ)から(エ)までの場合（航空機事故（岡山空港、岡南飛行場、笠岡地区農道離着陸場又はその周辺で発生した事故以外のもの）、海上の事故、林野火災及び危険物等災害（消防法第2条に規定する危険物に関するものに限る。）を除く。）であって、県下に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各所管部長は直ちに知事に報告を行った上で危機管理監に被害状況等を報告するとともに、危機管理監は所管部長と協議を行った上で、知事に対して県本部の設置を上申する。

ウ (1)ア(ウ)から(エ)までの場合（航空機事故（岡山空港、岡南飛行場、笠岡地区農道離着陸場又はその周辺で発生した事故以外のもの）、海上の事故、林野火災及び危険物等災害（消防法第2条に規定する危険物に関するものに限る。））であって、県下に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危機管理監は知事に対して県本部の設置を上申する。

エ イに規定する所管部長は、道路災害については農林水産部長（土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条に規定する農業用道路及び林道（民有林林道台帳へ記載された林道に限る。）に係るものに限る。）及び土木部長（道路法（昭和27年法律第180号）第2条に規定する道路、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条に規定する道路に係るものに限る。）、鉄道災害については県民生活部長（軌道法（大正10法律第76号）に基づく軌道を除く。）及び土木部長（軌道法に基づく軌道に限る。）、航空機事故については県民生活部長（岡山空港、岡南飛行場又はその周辺で発生したものに限り。）及び農林水産部長（笠岡地区農道離着陸場又はその周辺で発生したものに限り。）、危険物等災害（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物に関するものであって、消防法（昭和23法律第186号）第2条に規定する危険物に関するものを除く。）については保健福祉部長、有害ガス等災害については環境文化部長とする。

(3) 県本部廃止の基準

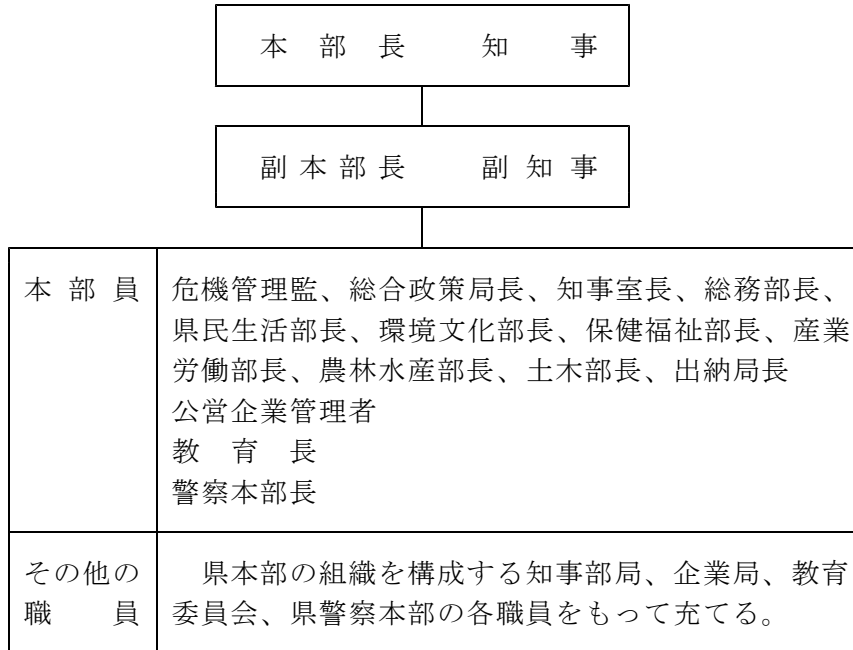
知事は、県の地域において災害が発生するおそれが解消したとき、発生した災害

(12) その他災害発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関すること。

2 組 織

(1) 県本部の構成

災害対策基本法第23条の規定に基づき、県本部長、副本部長、本部員及びその他の職員は、次のとおりとする。



(2) 県本部の組織及び所管事項

岡山県災害対策本部規程による。

(3) その他

事務局は、危機管理監が統括する。

第4 県本部等の運営

1 危機管理緊急会議

県本部会議の開催の前に、危機管理緊急会議を開催し、知事等に災害の状況や災害対策本部会議の進め方等を説明するとともに、緊急を要する事項について決定し、迅速な対応を図る。

危機管理緊急会議は、知事、副知事、危機管理監、総務部長、知事室長をもって構成する。

2 県本部会議

県本部長は、県本部の運営並びに災害対策の推進に関し協議するため、県本部を設置したとき、及びそのつど県本部会議を招集するものとする。

(1) 県本部会議の構成

県本部会議は、県本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

(2) 県本部会議の協議事項

- ア 非常体制の配備及び廃止に関すること。
- イ 重要な災害情報、被害状況の分析及びこれに伴う対策の基本方針に関すること。
- ウ 市町村長に対する災害対策の指示等に関すること。
- エ 災害救助法の適用に関すること。
- オ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- カ 指定行政機関、指定公共機関等に対する応急措置の実施の要請及び他県等に対

- する応援の要請に関すること。
- キ 災害対策の経費に関すること。
- ク その他災害対策の重要な連絡又は総合調整に関すること。
- (3) 県本部会議の開催手続
- ア 本部員は、所属部の所管事項に対し、県本部会議の協議が必要と認めるときは、県本部会議の開催を危機管理監に申し出るものとする。
- イ 危機管理監は、他の本部員から県本部会議の開催の申し出があったとき、又は自ら県本部会議の開催が必要と認めるときは、県本部長にその旨申し出るものとする。
- 3 県本部の配備の基準等
- (1) 各部における班の配備基準
各所管部長は、災害の規模等により配備する班を決めるものとする。
- (2) 配備人員
配備班の配備人員は、災害の規模等により所管部長が適宜指示をすることができる。
- (3) 部内の動員
各対策部に属する各班の動員は、当該所属部長が行う。
- (4) 部相互間の応援動員
- ア 各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、集合日時、場所、勤務内容等を示して総務部長（人事班）に要請するものとする。
- イ 総務部長は、アの要請を受けたときは、応援要請内容により余裕のある他の部から応援動員の措置を執るものとする。
- ウ 応援動員の指示を受けた部は、部内の実情に応じて、協力班を編成し、所要の応援を行うものとする。

第5 県災害対策本部室の設置と運営

1 災害対策本部室の設置・運営

県が非常体制をとり、県本部が設置されたときは、災害対策本部室（以下「県本部室」という。）を開設する。

県本部室は、原則として災害対策本部会議室と災害対策本部事務室等から構成され、その管理運営は危機管理班が担当する。

ア 災害対策本部会議室

災害対策本部会議室は、防災・危機管理センター（県庁東棟）1階の本部会議室に設け、本部会議室では、本部会議を開催するものとする。

イ 災害対策本部事務室

災害対策本部事務室は、防災・危機管理センター（県庁東棟）2階の集中配備室に設け、各部部員を配備し、主に被害状況の把握、取りまとめを行うものとする。

なお、必要に応じて、緊急消防援助隊調整本部室等を防災・危機管理センター2階に設けることとし、被災状況により県庁舎が使用できない場合は、県立図書館に県本部室を設けるものとする。

2 幹部の常駐

県本部長は、必要と認めるときは、副本部長又は部長の中から指名した者を県本部に常駐させるものとする。

3 県本部連絡員の配備

各部長は、部員のうちから災害の種類に応じて、所要の県本部連絡員を指名し、県本部室に出向させて次の連絡活動に当たらせるものとする。

- (1) 各対策本部及び市町村並びに他の防災関係機関からの災害情報の把握、整理
 - (2) 県本部、各部、班に対する連絡、通報及び県本部長の指示の伝達並びに防災関係機関との連絡調整
- 4 防災関係機関の情報連絡員の配備要請
県本部長は、災害応急対策を実施するため、必要に応じ、自衛隊、指定地方行政機関及び指定公共機関等に対し、情報連絡員を県本部室に派遣するよう要請するものとする。
 - 5 通信施設の整備
危機管理班は、県本部室において、災害情報の収集及び伝達が円滑に実施できるよう、電話・無線設備・通信設備・電源設備・モニター等の運用状況を常に把握しておくものとする。
なお、上記機器に異常が見られる場合にはそれぞれの管理者へ報告し本部運営に支障をきたさないように整備依頼をするものとする。
 - 6 被害状況等の通報
各部は、現地調査、市町村からの報告、出先機関を経て収集した被害状況等を各部主管課班でとりまとめ、大規模な被害の状況等については直ちに、それ以外の被害状況等については定時方式により県本部室に通報するものとする。危機管理監は、県本部室に通報された情報のうち重要な情報を速やかに知事に報告するものとする。
なお、この場合においても、各部長は、必要に応じ、被害状況等を知事に報告するものとする。
 - 7 被害状況等の情報共有
危機管理班は、県本部室に通報された情報を速やかに各部に伝達し、情報の共有を図るものとする。
 - 8 災害広報
 - (1) 公聴広報班は、報道機関に対する被害状況及び応急対策措置等の発表並びに資料の提供等を実施するものとし、そのため公聴広報班長は本部連絡員を指名して、県本部室に出向させるものとする。
 - (2) 公聴広報班は、自ら災害に関する広報資料の収集に当たるほか、関係班に対して必要な資料の収集並びに提供を依頼することができるものとする。
 - (3) 県本部各班及び県地方本部は、公聴広報班の広報資料の収集に協力するとともに、必要に応じて自ら災害写真の撮影その他資料の収集に当たるものとする。

第3章 岡山県地方災害対策本部

第1 県地方本部

知事（県本部長）は、特定の地域内において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合において、災害予防の措置又は災害応急対策を迅速かつ強力に実施するため、当該区域を所管する県民局に県地方本部を設置するものとする。

第2 県地方本部の設置及び廃止

1 県地方本部設置及び廃止の基準

(1) 県地方本部の設置基準

ア 県本部が設置されたときは、県本部長が特に指示する場合を除き、各県民局長は当該県民局に県地方本部を設置するものとする。

イ 知事から設置を指示された場合は、県民局長は当該県民局に県地方本部を設置するものとする。

ウ 県民局長が特に必要と認めるときは、危機管理監と協議のうえ知事の承認を得

て県地方本部を設置することができる。

(2) 県地方本部の廃止基準

県地方本部長は、管内市町村が災害対策本部を廃止する等、その地域において、災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は発生した災害の応急対策がおおむね完了したと認められるときは、危機管理監と協議のうえ知事（県本部長）の承認を得て県地方本部を廃止することができる。

2 県地方本部設置及び廃止の公表・通知

(1) 県地方本部長は、県地方本部が設置されたときは、直ちに公表するとともに、管内市町村長及び危機管理班並びに関係機関に通知するものとする。

(2) 県地方本部を廃止したときは、その旨を設置の場合に準じて、通知・公表するものとする。

第3 県地方本部の任務及び組織

1 任 務

県地方本部は、県（県本部）が所管する災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制のもとに、県防災計画及び本要綱の定めるところにより災害予防の措置及び災害応急対策を実施するものとする。

2 組 織

(1) 県地方本部の構成

ア 県地方本部長は、県民局長をもって充て、副本部長は県民局次長をもって充てる。

イ 県地方本部は、県民局の各部・室・課及び当該県民局の地域内に所在する県の出先機関の一部で構成する。

ウ 各県民局ごとに設置する県地方本部の組織及び所管事項は、岡山県災害対策本部規程の規定による。

(2) 県地方本部の部の組織及び職員の配置

県地方本部の各部の組織及び職員の配置は、県地方本部長が、当該県地方本部を構成する各機関の長及び地域防災監の意見を聞いて定める。

第4 県地方本部の運営

1 県地方本部会議の運営

県地方本部長は、県地方本部の運営及び災害対策の推進に関し協議するため、県地方本部を設置したとき及び必要と認めるときは、県地方本部会議を招集する。

(1) 県地方本部会議の構成

県地方本部会議は、県地方本部長、副本部長、県地方本部各部の部長及び県地方本部長が指名する者をもって構成する。

(2) 県地方本部会議の協議事項

ア 県地方災害対策本部の設置及び廃止に関すること。

イ 重要な災害情報、被害状況の分析及びこれに伴う対策の基本方針に関すること。

ウ 市町村長に対する災害対策の指示等に関すること。

エ 災害救助法の適用に関すること。

オ 自衛隊の災害派遣要請依頼及び現地受入れに関すること。

カ その他災害対策の重要な連絡又は総合調整に関すること。

(3) 県地方本部会議の開催手続

ア 各部長は、所属部の所管事項に対し、県地方本部会議の協議が必要と認めるときは、県地方本部会議の開催を防災管理部（地域防災監）に申し出るものとする。

イ 地域防災監は、各部長から県地方本部会議の開催の申し出があったとき、又は自ら県地方本部会議の開催が必要と認めるときは、県地方本部長にその旨を申し

出るものとする。

2 県地方本部の配備の基準等

(1) 各部の配備基準

各所管部長は、災害の規模等により配備を決めるものとする。

(2) 配備人員

配備部の配備人員は、災害の規模等により所管部長が適宜指示をすることができる。

第5 県地方災害対策本部室の設置と運営

1 県地方災害対策本部室の設置

県地方本部が設置されたときは、県地方本部会議の庶務、県地方本部の総括的業務を処理するために、県地方災害対策本部室（以下「県地方本部室」という。）を置く。

県地方本部室は、原則として県民局庁舎内に設け、その運営管理は防災管理部が担当するものとする。

2 幹部の常駐

県地方本部長は、必要と認めるときは、副本部長又は部長の中から指名して、県地方本部室に常駐させるものとする。

3 県地方本部連絡員の配備

各部長は、部員のうちから災害の種類に応じて、所要の県地方本部連絡員を指名し、県地方本部室に出向させて次の連絡活動に当たらせるものとする。

(1) 各対策部及び市町村並びに他の防災関係機関からの災害情報の把握、整理

(2) 県地方本部各部に対する連絡、通報及び県地方本部長の指示の伝達並びに防災関係機関との連絡調整

4 通信施設の整備

防災管理部は、県地方本部室において、災害情報の収集及び伝達が円滑に実施できるよう、電話・無線設備、通信設備、電源設備、モニター等の運用状況を常に把握しておくものとする。

5 被害状況等の通報

各部は、現地調査、市町村からの報告、出先機関を経て収集した被害状況等を取りまとめ、指示された時間までに県地方本部室に通報するものとする。

6 災害広報

地域政策部は、報道機関に対する被害状況及び応急対策措置等の発表並びに資料の提供等を実施するものとし、各部はこれに協力するものとする。

第4章 防災体制

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合において、迅速・的確な防災活動を実施するため、岡山県が執るべき防災体制は、注意体制、警戒体制、特別警戒体制及び非常体制とし、次の基準によるものとする。

第1 配備の種類

(防災体制の内容及び時期)

種 別	内 容	時 期
注意体制	特に関係のある部課の職員の少数人数を配備し、主として情報収集、連絡活動を行い、状況によっては更に上位の体制に迅速に移行し得る体制とする。	別紙1 防災・危機管理配備体制による
警戒体制	災害応急対策に関係のある部課の所要人員を配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに上位の体制に移行し得る体制とする。	
特別警戒体制	災害応急対策に関係のある部課の所要人員を配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに非常体制に切り替え得る体制とする。	
非常体制	① 災害応急対策に関係のある部課の所要人員を配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急対策を迅速かつ強力に実施するとともに、災害の規模等に応じて他の部課の応援を得るなどして十分な人員を配備した体制とする。 ② ①に関わらず、県内で震度5強以上の地震を観測した場合又は県下広範囲に甚大な被害が発生した場合は、原則として全員配備とする。ただし、所属長は災害の規模等を確認の上、配備人員等について適宜の指示をすることができる。	

第2 配備の体制

1 災害の分類ごとの災害情報伝達先及び配備

災害の各種事象ごとに行う情報伝達及び配備は、災害関係非常連絡マニュアルで別に定める。

なお、災害発生時の規模等の状況により、各主管部長及び県民局長並びに出先機関の長は必要最小限の職員に配備を命ずるものとする。

2 注意体制及び警戒体制における配備及び解除の決定

- (1) 県における配備及び解除の決定は、別紙1 防災・危機管理配備体制に基づき行うものとする。ただし、判断を要するものについては、危機管理課長と担当部局担当課長が協議し決定するものとする。なお、事案によりマニュアル等で別途定めのあるものについては、当該マニュアル等に従うものとする。
- (2) 防災関係部課所長及び出先機関の長は配備職員をあらかじめ指名し、配備体制の確保を図るものとする。
- (3) 防災関係部課所長及び出先機関の長は、所管の防災業務の実施内容により当該部課所における配備を決定するものとする。

第3 活動の基準

1 注意体制における活動基準

注意体制時においては、主として災害発生情報の迅速・的確な収集と気象情報等の迅速な伝達を行う。

主 な 業 務	担 当 課
(1) 気象等各種情報の伝達 ア 気象注意報・警報等 イ 水防に関する情報	危機管理課 河川課、防災砂防課
(2) 情報の収集 ア 雨量、水位、潮位、ダム放流状況等に関する情報 イ 災害発生（発生時）の情報の収集	河川課、防災砂防課、港湾課、耕地課 危機管理課、関係各課
(3) 被害状況のとりまとめ ア 災害発生時までの情報 イ 災害発生後の詳細情報	危機管理課 関係各課、危機管理課
(4) 応急対策 ア 岡山県水防計画による対策 イ 警戒体制への移行の準備	河川課、防災砂防課 関係各課
(5) 災害広報	危機管理課
(6) 通信の確保 ア 県防災行政無線の運用	危機管理課

(注) 県民局・地域事務所は、各県民局防災計画要綱等による。

2 警戒体制における活動基準

警戒体制時においては、災害発生情報の迅速・的確な収集とそれに基づく応急対策の適切な実施を図る。

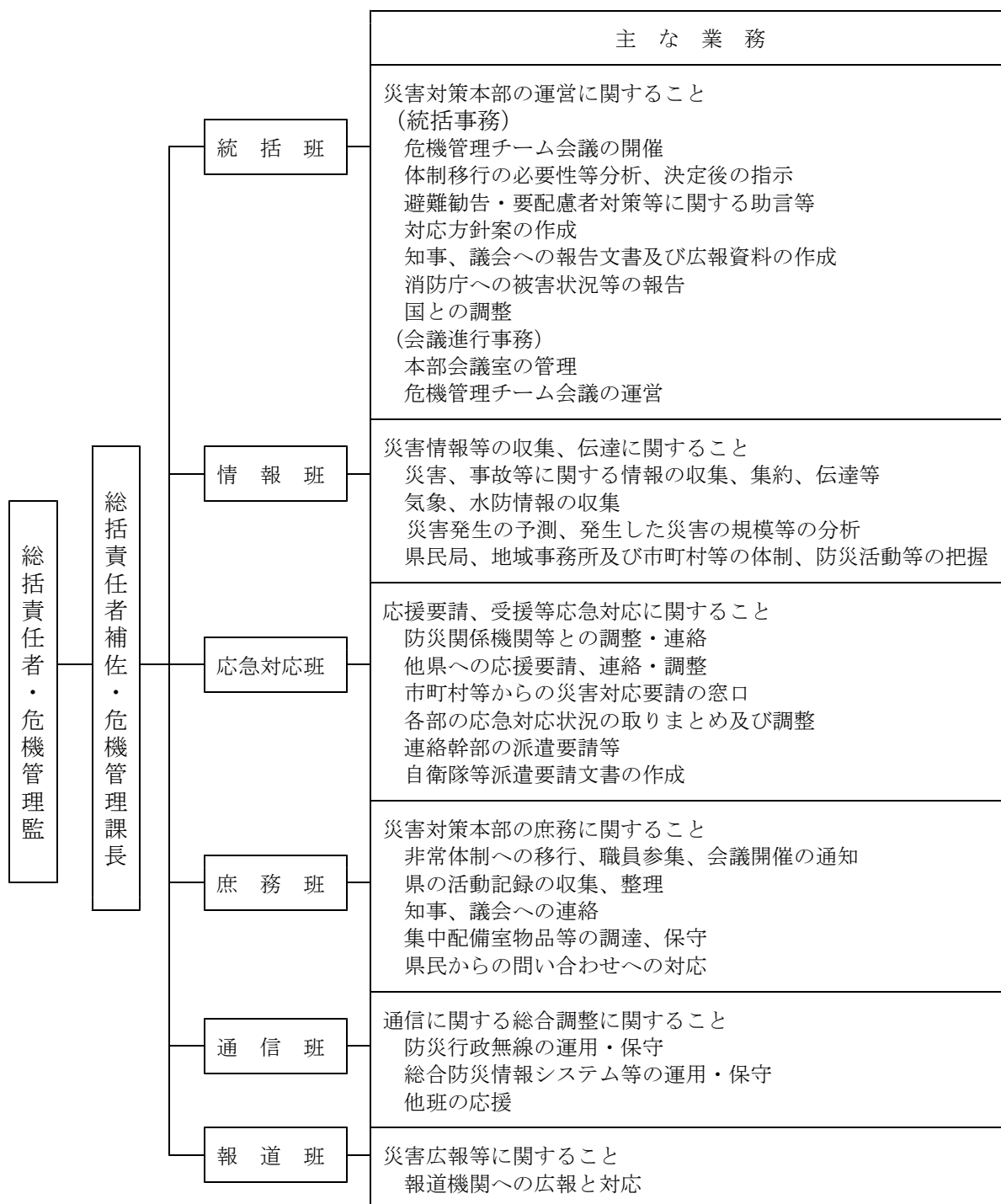
主 な 業 務	担 当 課
(1) 気象等各種情報の伝達 ア 気象注意報・警報等 イ 水防警報等	危機管理課 河川課、防災砂防課
(2) 情報の収集 ア 雨量、水位、潮位、ダム放流状況等に関する情報 イ 災害発生情報の収集	河川課、防災砂防課、港湾課、耕地課 危機管理課、関係各課
(3) 被害状況のとりまとめ ア 災害発生情報	関係各課、危機管理課
(4) 応急対策 ア 水防対策 イ 救助対策 ウ 特別警戒体制への移行の準備	河川課、防災砂防課 保健福祉課 関係各課、危機管理課
(5) 災害広報	公聴広報課
(6) 通信等の確保 ア 県防災行政無線の運用 イ N T T電話回線の確保及び庁内電話交換設備の運用 ウ 庁内放送業務	危機管理課 財産活用課 公聴広報課

(注) 県民局・地域事務所は、各県民局防災計画要綱等による。

3 特別警戒体制時における活動基準

特別警戒体制時においては、災害発生情報の迅速・的確な収集とそれに基づく応急対策の適切な実施を図る。

なお、特別警戒体制時は、本庁においては特別警戒室に下記の班を置き、県民局・地域事務所においてはそれぞれ定められた配備室に配備して情報の一元化を図る（細目については、特別警戒体制設置要領による。）。



(注) 県民局・地域事務所は、各県民局防災計画要綱等による。

4 非常体制における活動基準

岡山県災害対策本部設置体制・・・第2章及び第3章を参照

なお、県本部室における活動基準は、上記3特別警戒体制時における活動基準に準じるが、必要に応じて、危機管理部長（危機管理監）の指示により、応急対応班内に部局を横断して災害応急対応業務を調整するグループ(G)を設ける。

また、県内で震度6強以上の地震が発生したとき又は風水害、その他甚大な被害が発生し、本部長が活動体制を強化する必要があると認めるときは、受援調整部を設ける。

(例：救急救命調整 G、航空運用調整 G、被災者支援 G、支援物資調達 G 等)

5 防災主管課

県における防災業務の円滑な実施を確保するため、各部局に防災主管課を置くものとする。

(1) 防災主管課の構成

部 局 名	防 災 主 管 課
(知事直轄)	危機管理課
総合政策局	消防保安課
総 務 部	公聴広報課
県民生活部	政策推進課
環境文化部	総務学事課
保健福祉部	県民生活交通課
産業労働部	環境企画課
農林水産部	保健福祉課
土 木 部	産業企画課
	農政企画課
	監 理 課
	防災砂防課・・・水害関係の場合
	道路整備課・・・雪害関係の場合
出 納 局	用 度 課
企 業 局	施 設 課
教 育 庁	教育政策課

(2) 防災主管課等の活動

防災主管課及び県警察本部警備課は、危機管理課と緊密な連携を保つとともに、災害の状況に応じて、所要の部局内各課室等及び出先機関に対し、体制の配備、災害に関する情報その他災害対策上必要な事項の周知徹底に努めるなど防災体制の円滑な運営を図るものとする。

また、平常時にあっては、県における防災体制の円滑な運営を図るため、防災体制の充実に努めるものとする。

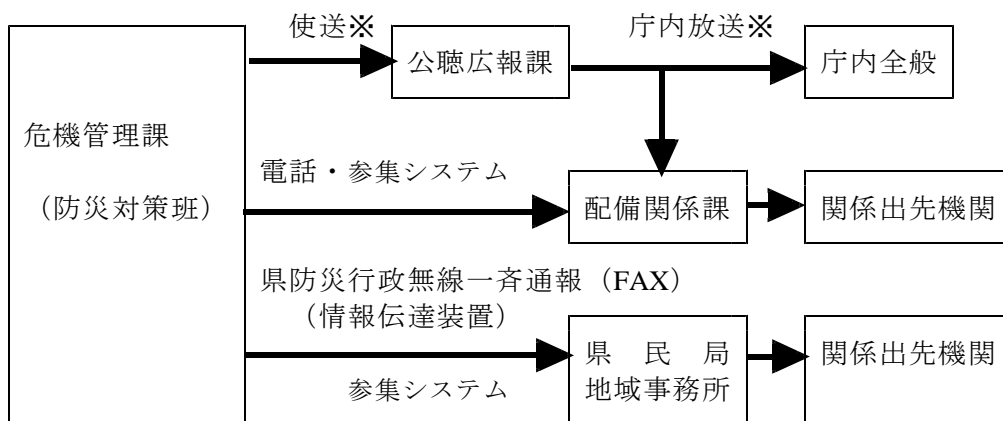
第4 配備の要領

1 配備の連絡

(1) 配備前における連絡

ア 勤務時間中における配備の連絡

危機管理課は、配備に関係する気象情報等の通知を受けたときは、配備体制の執るべき体制を次のとおり連絡するものとする。

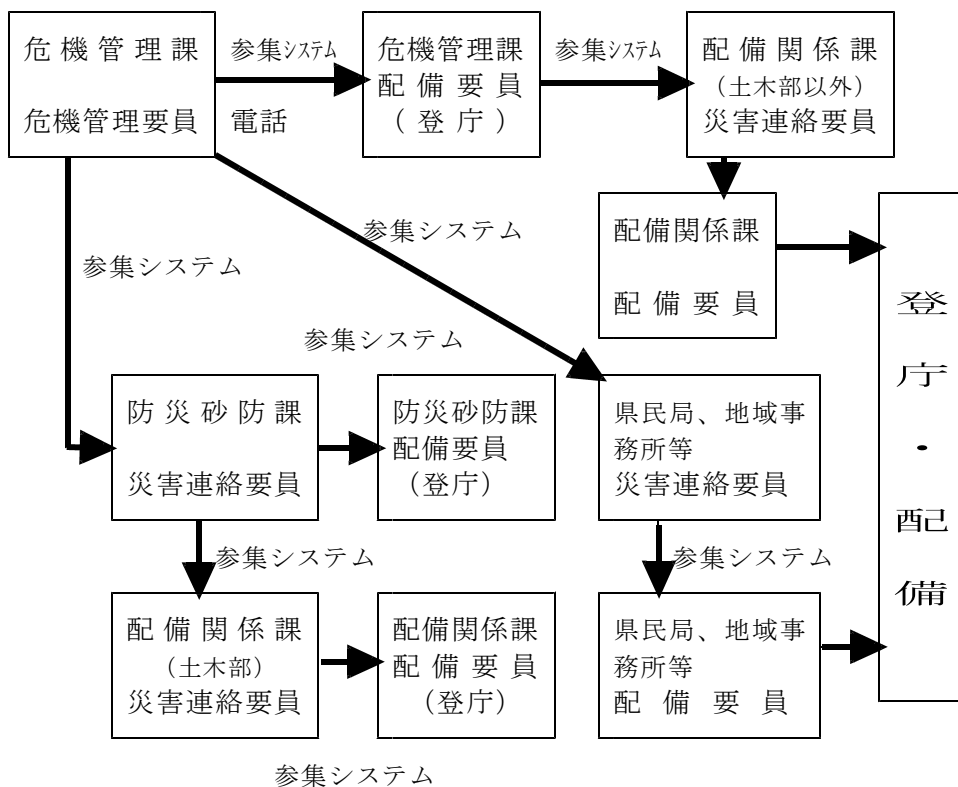


※市内放送は、警戒体制以上の体制をとる場合に行う。

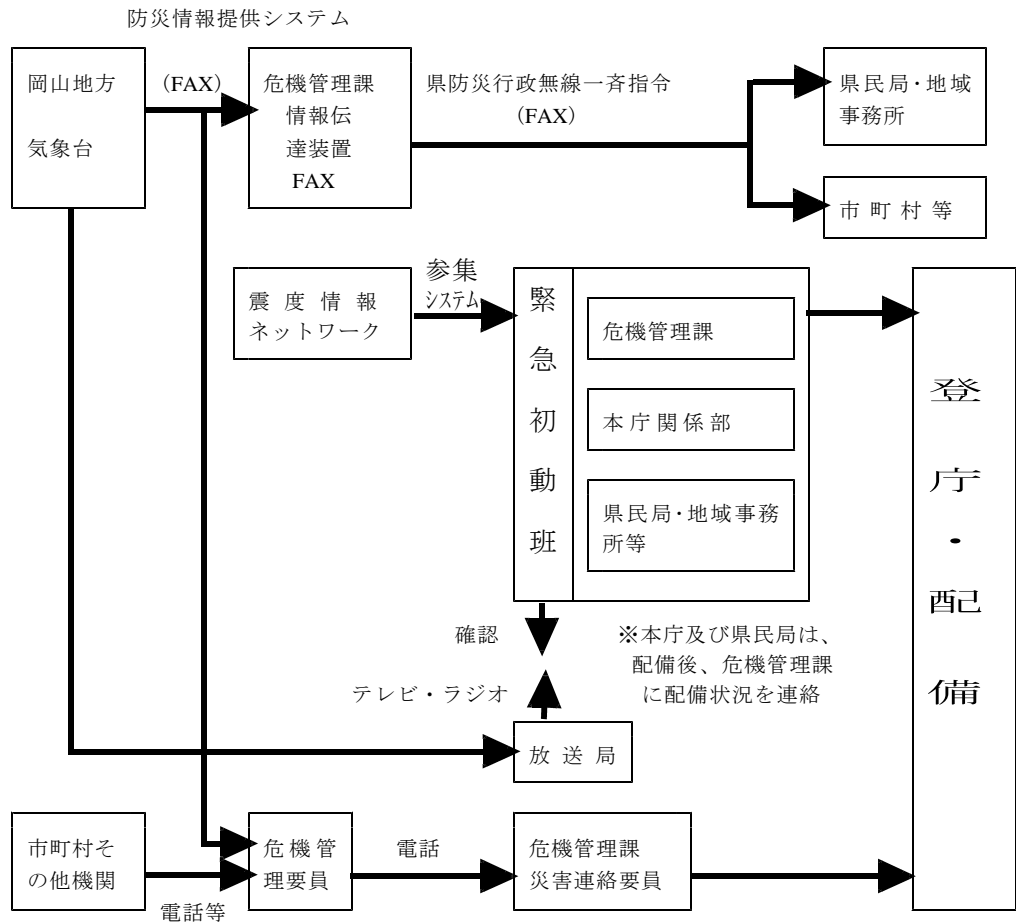
イ 勤務時間外における配備の連絡

危機管理課危機管理要員は、気象情報等の通知を受けたときは、所定の要領により配備を必要とする場合は、配備体制の執るべき体制を次のとおり連絡するものとする。

(ア) 風水害に関する体制の場合

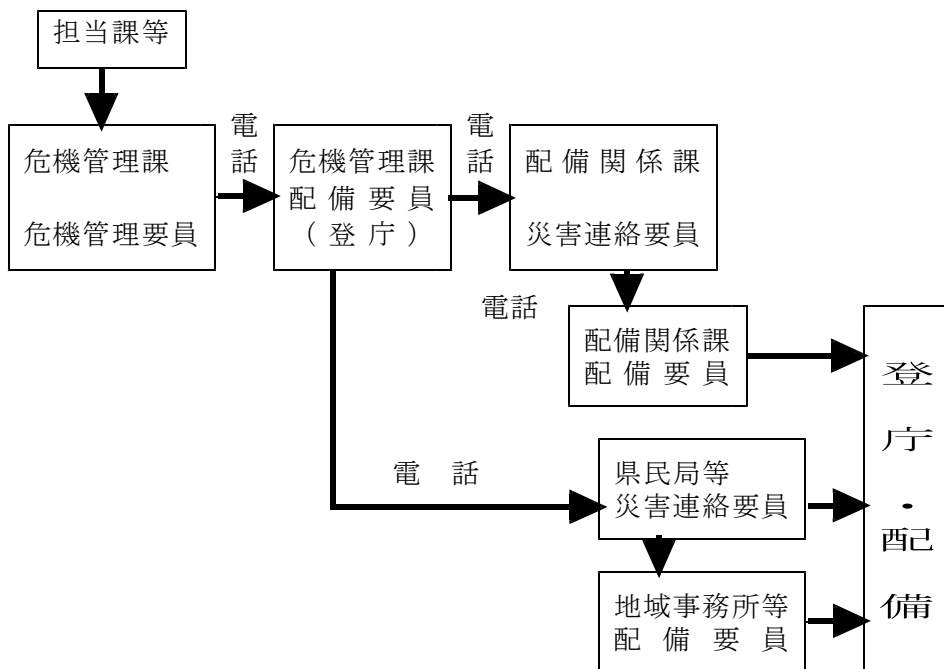


(イ) 地震及び津波に関する体制の場合（震度情報による自主参集）



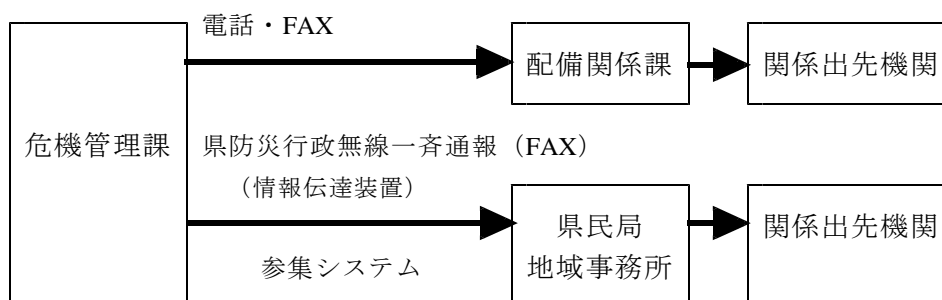
* 震度4で緊急初動班第1次班が、震度5弱で第1次及び第2次班が参集する。また、震度5強以上で全員が自主参集する。

(ウ) その他の体制の場合
（本庁各課）



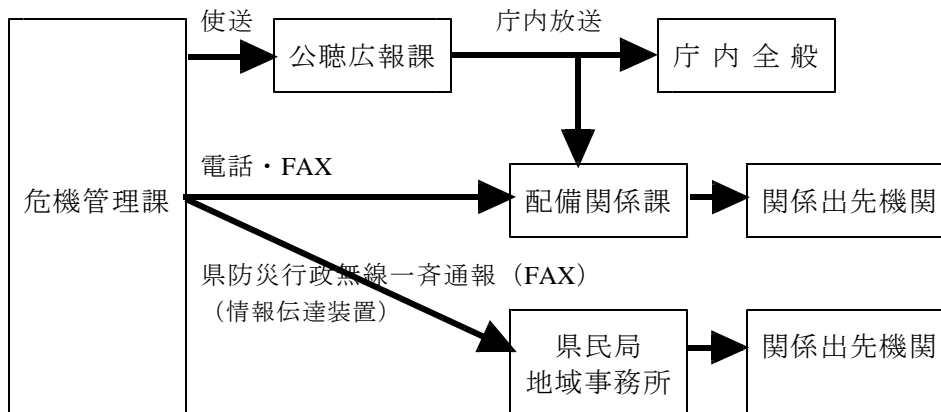
(2) 注意体制時における連絡

気象情報等の情報の伝達については、次のとおり行うものとする。
なお、警戒体制への移行の伝達については、下記(3)の例により行う



(3) 警戒体制時及び特別警戒体制時における連絡

特別警戒体制又は非常体制への移行及び気象情報等の情報の伝達については、次のとおり行うものとする。この場合においても、公聴広報課による庁内放送は、勤務時間内のみ行うものとする。



2 勤務時間外における配備の心得

(1) 配備職員の非常参集

配備職員は、勤務時間外においては、テレビ等のマスコミ情報に留意するとともに、配備連絡が常にとれるように心がける等して、速やかに所定の配備ができるように努めなければならない。

(2) 配備の連絡、報告

勤務時間外において、最初に配備についての配備職員は、その旨を所属長等に報告するとともに、速やかに危機管理課に連絡するものとする。

(3) 非常体制時における参集

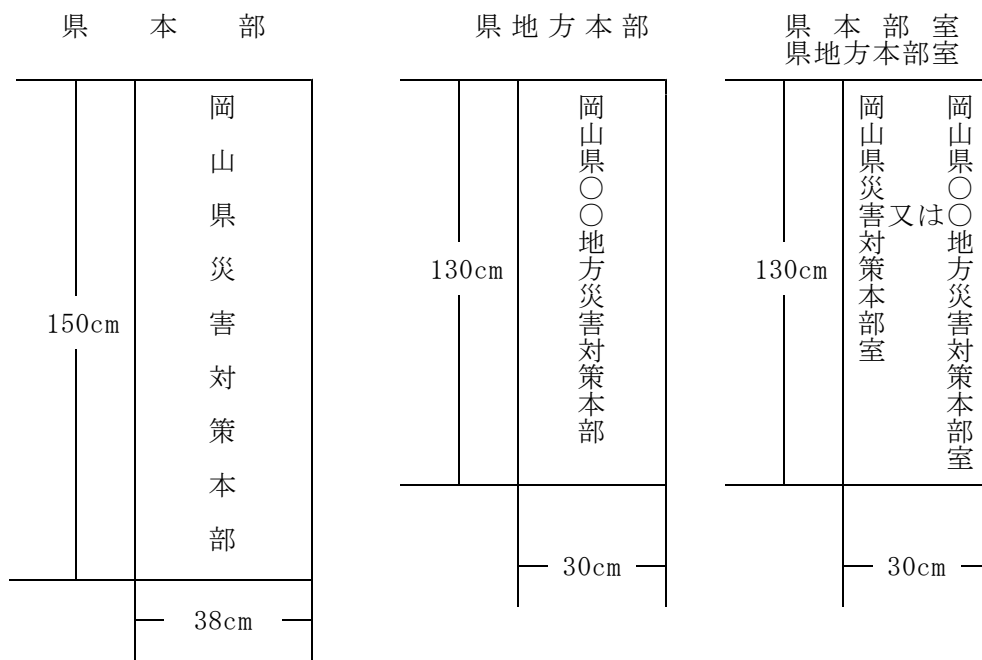
非常体制時であって職員全員の参集が求められた場合（県下に震度5強以上の地震が観測された場合）において、交通機関の途絶（不通）、道路状況等により所属事務所（勤務公署）に参集することができない場合には、参集可能な県民局等に参集のうえ、所属事務所及び参集した事務所の所属長（若しくはそれらの代理者）にその旨を報告し指示を受けるものとする。

第5章 県の標識及び服制基準

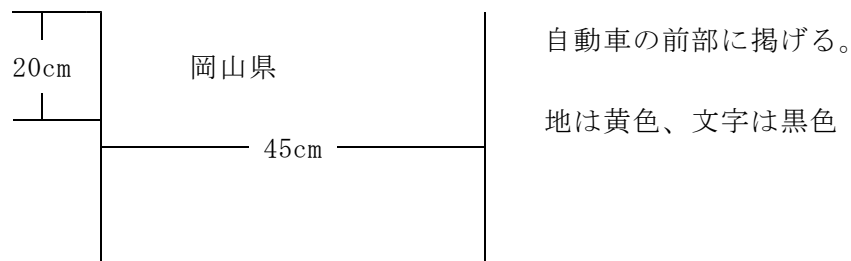
1 標識

県（県本部及び県地方本部）が使用する標識は、次のとおりとする。

(1) 災害対策本部の標示



(2) 自動車の標旗



2 服制基準

知事（県本部長）、副知事（副本部長）及び県民局長（県地方本部長）等県職員の服制基準は次のとおりとする。

(1) 帽子

帽子はアポロキャップとし、地質は紺色の布とする。また、クラウン前部に金色で県章及び県名を表示し、つばに月桂樹模様の刺しゅうをする。

(2) 服

- ① 上着及びズボンの地質は布とし、紺色を基調に、上着本体の背面上部、脇及び両腕下部にグリーン色を配置する。
- ② 上着には、白色で左胸に県章、背中に「岡山県」を表示、右胸に着脱式の階級章を付ける。
- ③ 上着両袖及びズボンひざ裏上部に反射材を付ける。

[階級章の基準]

- ・ 知事（県本部長）、副知事（副本部長）、部局長（本部員）、県民局長（県地方本部長）及び地域事務所長（地方本部地域事務所管理部長）、その他必要な職員の役職名を紺色のゴシック体で表示する。
- ・ 縦30mm、横80mmの白色の下地に紺色の刺しゅう縁取りをする。

(3) 靴

靴は黒色の半長靴とする。

(4) 留意事項

やむを得ない事情により、この服制基準により難しい場合は他のものを用いて差し支えない。

第3編 災害応急対策

第1章 災害情報の収集伝達及び通信の確保

災害に関する情報を迅速かつ的確に収集し、伝達・共有することは、災害時における防災活動の迅速、適切化を図る上においての必須条件であり、各部局は、その所掌する事務又は業務に関して、積極的にその所属職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策を実施するために必要な情報の収集及び伝達・共有に努めるものとする。

第1 気象注意報・警報等の伝達

気象注意報・警報等は、迅速かつ的確な伝達が必要であり、その伝達については、岡山県地域防災計画に定めるほか、県における具体的な伝達方法、通報先等について定めるものとする。

1 気象注意報、警報等の伝達

「災害関係非常連絡マニュアル」によるものとする。

2 特殊災害情報の伝達

災害内容に応じて危機管理課から公聴広報課、財産活用課、環境企画課、環境管理課、保健福祉課、農政企画課、監理課、関係県民局等へ連絡するものとする。

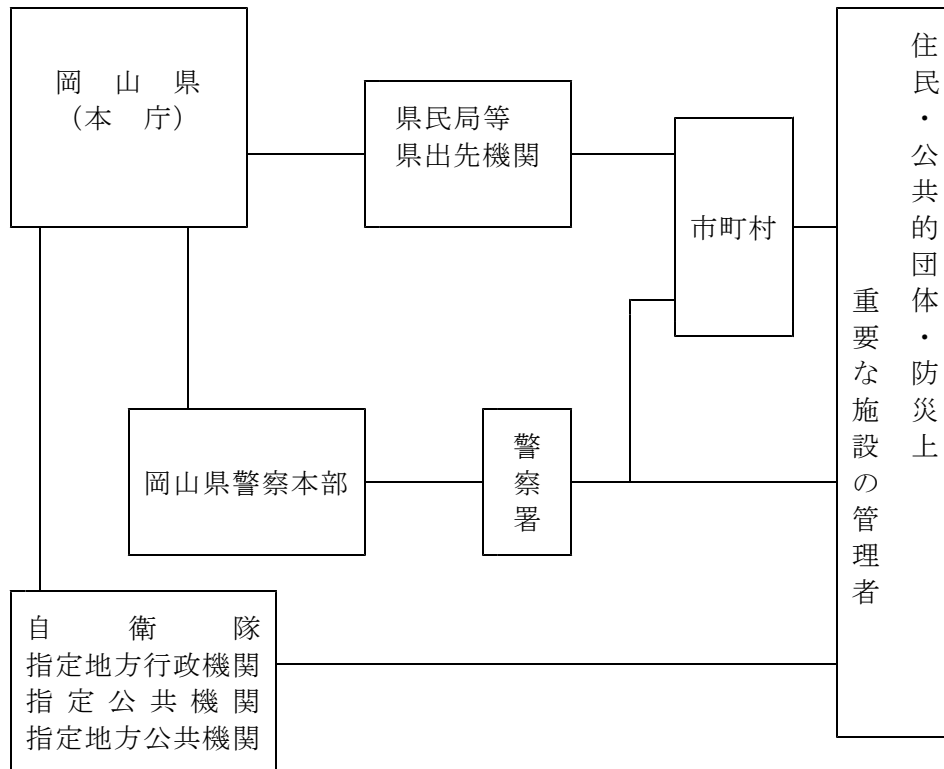
3 水防に関する情報等の伝達

「岡山県水防計画書」によるものとする。

第2 被害状況等の収集及び伝達

災害に関する報告は、県本部が設置されるなど大規模な災害が発生した場合には、県防災計画等に定めるところにより行うこととなっているが、各部において行う被害状況等の収集及び伝達の具体的方法については、この要綱で定めるところにより行うものとする。

[一般的伝達系統]



1 情報の種類

(1) 災害発生通報

災害発生通報は、災害が発生した場合において、その状況及びこれに対して実施し、また実施しようとする応急措置若しくはその後の状況等について報告するもので、具体的な応急対策樹立のもととなるものである。

したがって、各部局及び県民局等出先機関においては、情報覚知のつど、直ちに県本部室又は危機管理課へ報告するものとする。

報告様式については、県防災計画に定める様式1-1「災害発生通報」によるものとし、原則として県総合防災情報システムを用いて報告するものとする。

なお、県民局と地域事務所の情報収集伝達系統については、各県民局防災計画要綱等に別途定める。

(2) 災害速報（即報・確定）

災害速報は、市町村単位又は県民局単位に発生した災害全体の概況について速報するものである。

これは、県において総合的な災害対策を実施するうえで重要なものであり、市町村及び県民局においては、県防災計画に定める様式1-2「災害速報（即報・確定）」により県本部室又は危機管理課へ報告するものとする。

(3) 災害状況中間報告及び確定報告

市町村及び県民局等は、被害状況等の報告について、災害の発生及びその経過に応じて逐次行うが、災害発生直後の第一報のあとは、順次中間報告、確定報告等に区分して報告するように留意する。

2 災害対策基本法第53条の規定に基づく被害状況等

この被害状況等の情報は、災害の発生に際し、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要について、市町村から県に対し報告されるものである。

(1) 被害状況等の内容

収集及び伝達する情報の内容は、県防災計画に定める様式1-1「災害発生通報」及び様式1-2「災害速報（即報・確定）」によるものとする。

(2) 収集及び伝達の要領

ア 県民局（地域防災監等）の措置

(ア) 市町村に対し、被害状況等の報告を求めるとともに、必要に応じて被害調査班を編成するなどして被害状況を収集し、災害の発生及びその状況に応じて、当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、県本部室又は危機管理課へ報告するものとする。また、災害に関する応急措置が完了したときは、危機管理課へ報告するものとする。

(イ) 災害が発生し、当該災害に対する応急措置が完了するまでの間における速報は、原則として県総合防災情報システムによるものとし、人的及び住家の被害を最優先に報告するものとする。

イ 危機管理課の措置

電力、通信、ガス施設等防災関係機関に係る災害についての情報を収集する。

ウ 各部局の措置

所管事項に係る状況災害情報を収集し、県本部又は危機管理課へ報告する。

(3) 国等への報告

危機管理課は、被害の状況が判明しだい、県下の状況をとりまとめ、消防庁防災課（内閣総理大臣及び中央防災会議）へ報告するものとする。また、各部局においては、関係省庁等防災関係機関へ報告する。

3 部門別被害状況等

各部局は、災害関係非常連絡マニュアルの定めるところにより、被害状況、対策状況等を県本部室又は危機管理課へ報告するものとする。

4 被害報告の取りまとめの時期

各部局は、その所掌する事務又は業務について、市町村、防災関係機関その他の関係団体及び関係者の協力を得て、迅速な情報収集を行うものとし、原則として次の発表時刻に合わせてとりまとめを行うものとする。

[発表時刻区分]

防災配備の区分	発表時刻等
注意体制又は警戒体制	必要に応じて適宜発表を行う。
特別警戒体制	8時30分現在を9時30分に、15時現在を16時に発表する。 なお、16時の発表は新たに被害が発生した場合又は被害が拡大している場合についてのみ行う。
非常体制	8時30分現在を9時30分に、15時現在を16時に発表する。 なお、被害の拡大等状況が変化している場合は、随時発表回数を増やすこととする。

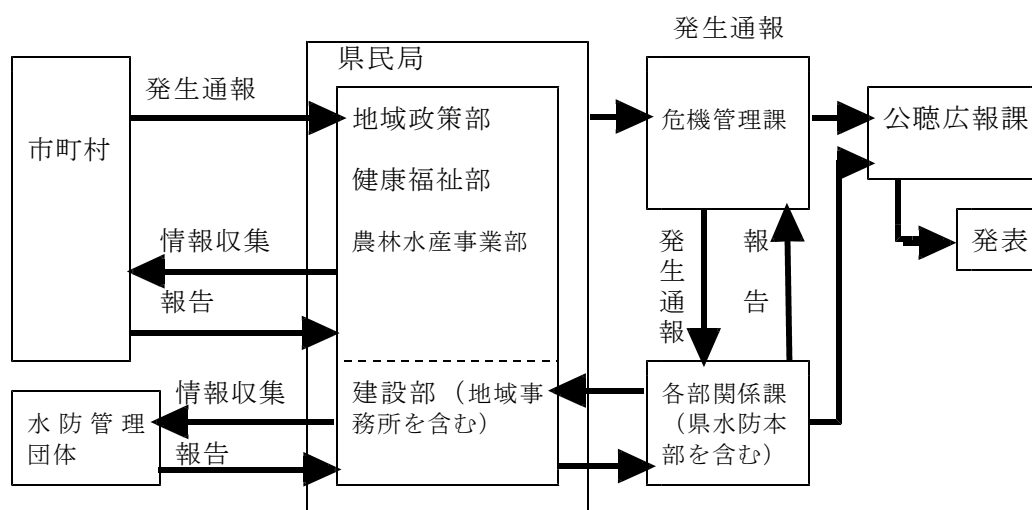
(注) 地域づくり推進課等にあつては、それぞれ〇時現在の情報を30分以内に危機管理課まで、報告すること。

5 防災配備体制時の情報収集活動

配備体制時における情報収集について、合理的な体制を確保するため、次のとおり情報収集活動について定めるものとする。

市町村で避難情報発令の判断が必要になるなど、災害の危険が高まった場合において、被害情報や市町村の災害応急対策の実施状況等をより円滑に把握する必要がある場合は、県民局長は、県民局・地域事務所の職員を当該市町村へ派遣するなど、情報収集に当たらせるものとする。

(1) 通常時・災害時の情報収集等



ア 体制の解除に際しては配備中における状況を報告するものとする（災害が発生していない場合もその旨を報告すること）。

イ 災害の発生通報を受けた地域づくり推進課は、危機管理課へ通報する。（県総合

防災情報システムによる軽微な被害の通報を除く。) また、危機管理課は、各部関係課へ通報する。

ウ 県民局内、本庁内及び県民局各部課と本庁関係部課は情報の相互交換に努め、情報の収集・伝達に遺漏のないようにする。

第3 通信手段の確保

災害時の情報通信手段の確保のため、情報通信設備の適切な運用管理・整備等を行う。

1 県防災情報ネットワーク等

(1) 県防災行政無線

県防災行政無線は、災害情報の収集と伝達を行うため本庁、県民局及び出先機関並びに市町村及び防災関係機関等を地上無線回線と衛星通信回線でネットワークする通信網で、電話・ファクシミリ・データ・映像等の通信を行う。

被害情報等の連絡には防災行政無線を活用する。

(2) 県震度情報ネットワーク

県は、市町村、県の震災対策を迅速に行うため、県内に震度計を設置し、国、県、市町村を接続する震度情報ネットワークを活用する。

なお、収集した震度情報のうち一定以上の震度情報を国及び気象台へ伝達する。

(3) 県総合防災情報システム

県は、公助・自助・共助による防災対策を実施するため、収集した防災情報を県民に提供する他、市町村、消防本部、防災関係機関が防災情報を共有し、より迅速・的確に総合的な防災対策を実施するため県総合防災情報システムを活用するとともにその機能充実を図る。

2 電話及び電報の優先利用

災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話及び電報の優先利用をすることができる。

(1) 一般電話及び携帯電話

ア 災害時優先電話

災害時における非常通信・重要通信の迅速、円滑な実施を図り、かつ、輻輳を避けるため、あらかじめ電気通信事業者により指定を受けた災害時優先電話を利用する。

(2) 電報

電報サービス取次所(115)に申し出ることにより、次の優先取扱を受けることができる。

ア 非常電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は他の電報に優先して伝送及び配達される。

イ 緊急電報

非常電報以外の公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報は非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

3 非常通信

知事は通信手段の確保ができないときは、他機関の電気通信設備を利用することができる。この場合の要件としては、内容が急を要するもので、事業用電気通信設備及び自己の通信設備の使用が不可能な場合に限られる。

(1) 非常通信

非常通信における通信の内容は、次に掲げるもの又はこれに準じるものとする。

- ア 人命の救助に関するもの。
- イ 災害予警報（主要河川の水位に関する通報及び土砂災害警戒情報を含む。）及び災害の状況に関するもの。
- ウ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
- エ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令。
- オ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- カ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- キ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- ク 避難者救護に関するもの。
- ケ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- コ 鉄道線路、道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- サ 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- シ 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。
- ス 前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害を含む。以下同じ。）が発生した場合における住民の避難、救援情報の収集、生活の安定及び復旧その他必要な措置に関するもの。

(2) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。非常通信協議会では、防災行政用無線局が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町村と県を結ぶルート）」を策定している。これらのルートによる非常通信を行うに当たっては、実施の場合の連絡方法、連絡時刻等をあらかじめ協議しておくものとする。

4 放送の依頼

知事は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより放送局に災害に関する通知又は要請の放送を依頼することができる。

(1) 放送の内容

災害対策基本法第55条の規定による災害に関する通知又は要請

(2) 利用条件

災害のため、有線電話及び無線電話の利用が不可能又は著しく困難である場合において、特別に緊急の通知等を行う必要があるとき。

(3) 利用手続

ア 放送の利用を要望する部局は、イに掲げる事項を危機管理課に依頼し、NHK等放送機関に要請するものとする。

イ 放送要請する事項は、次のとおりとする。

- (ア) 放送依頼（要請）理由
- (イ) 放送事項
- (ウ) 希望する放送日時及び送信系統
- (エ) その他必要事項

第2章 災害対策要員の確保

災害時における防災活動は、それぞれ各部局において、その所属する職員及び労務者、技術者等の雇上げ等より実施するが、当該部局のみでは、実施が困難であるときは、他の部局の職員を応援動員し、これをもってしても十分でない場合には、関係機関の職員の派遣を要請するとともに、労務者、技術者等の雇上げが困難であるときは、法令に基づく強制措置を講ずるなどして対策要員の確保を図るものとする。

1 職員の応援動員

(1) 動員要請

各部局長は、職員の応援動員を必要とするときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって、総務部長（人事班）に要請するものとする。

- ア 応援を要する期間及び職種別必要人員
- イ 活動内容及び活動場所
- ウ その他必要な事項

(2) 動員措置

ア 総務部長は、要請内容により、余裕があると認められる知事各部局に対し動員措置を講じ、知事部局においてこれが困難な場合であるときは、他の部局に対し動員措置を講ずるものとする。

イ 総務部長から動員指示を受けた部局は、部局内の実情に応じて協力班を編成するなどして職員を派遣するものとする。

(3) 留意事項

ア 応援動員により防災業務に従事する職員は、当該応援動員を要請した部局の長の指揮の下に行動するものとし、当該部局長は、その状況等を把握するとともに総務部長に報告するものとする。

イ 総務部長は、常に応援動員された職員の状況把握に努め、県本部会議が開催されたときは、その状況を報告するものとする。

2 関係機関の職員の派遣要請

(1) 派遣要請

ア 要請手続き

各部局長は、指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を必要とするときは、危機管理監に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって、派遣要請を依頼するものとする。

ただし、教育委員会事務局、その他の行政委員会事務局にあっては、あらかじめ危機管理監に協議し、災害対策基本法第29条及び同法施行令第15条に定めるところにより、関係機関の長に対し、職員の派遣要請を行うものとする。

(ア) 派遣を求める機関名

(イ) 派遣を必要とする理由

(ウ) 派遣を必要とする職員の職種別人員数

(エ) 派遣を必要とする期間

(オ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(カ) その他必要な事項

危機管理監は、上記の派遣要請の依頼をとりまとめ、災害対策基本法施行令第15条に定めるところにより、関係機関の長に対し、職員の派遣要請を行うものとする。

なお、地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣要請については、各部局長が総務部長と協議のうえ行う。

イ 派遣職員の身分、給与等

派遣職員の身分、給与等については、災害対策基本法第32条並びに同法施行令第17条、第18条及び第19条に規定するところによる。

(2) 派遣のあっせんの要求

知事部局並びに教育委員会事務局及びその他の行政委員会事務局は、災害応急対策又は災害復旧のため、他の都道府県、指定行政機関、指定地方行政機関、又は指定公共機関の職員の派遣を必要とするときは、災害対策基本法第30条に定めるところにより、内閣総理大臣に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって、そのあっせんを求めるものとする。

ただし、教育委員会その他の行政委員会事務局にあつては、あらかじめ、危機管理監に協議するものとする。

ア 派遣のあっせんを求める理由

イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他必要な事項

また、危機管理監は、市町村長から指定地方行政機関、特定公共機関又は他の市町村の職員の派遣について、知事にあっせんの要求があつた場合、関係部局と協議し、あっせんを行うものとする。

3 労務者、技術者等の強制従事

災害応急対策を実施するための要員が不足し、緊急の必要があると認められるときは、知事は、災害救助法、災害対策基本法の規定に基づき従事命令又は協力命令を発することができるので、特に必要があるときは各部局の長は、次に定めるところにこの命令を発し、労務者、技術者を確保するものとする。

(1) 事務担当部局

ア 災害救助法に基づく従事命令、協力命令・・・保健福祉部保健福祉課

イ 災害対策基本法に基づく従事命令、協力命令・・・危機管理課

(2) 従事命令、協力命令の執行

ア 対象作業等

対象作業	命令区分	根拠法	摘 要
災害救助法に基づく救助	従事命令	災害救助法第7条	
	協力命令	災害救助法第8条	
災害応急対策災害救助法に基づく救助を除く	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条	対象作業の災害応急対策は、災害対策基本法第50条第1項第4～9号に定める次の応急措置である。 (ア) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育 (イ) 施設及び設備の応急復旧 (ロ) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生 (エ) 犯罪予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持 (オ) 緊急輸送の確保 (カ) その他、災害の発生の防衛又は拡大の防止

イ 対象者

命令区分	命令対象者
従事命令	(ア) 医師、歯科医師又は薬剤師 (イ) 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 (ウ) 土木技術者又は建築技術者 (エ) 大工、左官又はとび職 (オ) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (カ) 鉄道事業者及びその従業者 (キ) 軌道経営者及びその従業者 (ク) 自動車運送業者及びその従業者 (ケ) 船舶運送業者及びその従業者 (コ) 港湾運送業者及びその従業者
協力命令	(ア) 救助を要する者及びその近隣の者

ウ 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき、及び発した命令を変更し又は取消すときは、それぞれ公用令書を交付するものとする。

エ 留意事項

執行に当たっては、災害救助法に基づく命令は保健福祉部保健福祉課、災害対策基本法に基づく命令は危機管理課と緊密な連絡のもとに行うものとする。

(3) 従事者台帳

命令を発したときは、従事者台帳に所要事項を記載し、これを記録しておくものとする。

(4) 費用弁償

従事命令により従事した者に対しては、それぞれ災害救助法及び災害対策基本法の定めるところにより、実費を弁償する。

(5) 損害補償等

命令により従事又は協力した者が、このために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げるところにより損害を補償し、又は扶助金を支給する。

ア 災害救助法施行令（第7条～第16条）

イ 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（平成10年岡山県条例第8号）

第3章 災害広報

災害時の混乱した事態に、人心の安定、秩序の回復を図るため、各部局は、その所掌する事務又は業務について、市町村、防災関係機関その他の関係団体及び関係者の協力を得て、適切な災害広報を行うものとする。

なお、報道機関（県政記者クラブ）を通して行う災害広報の発表時刻は、原則として次のとおりとし、公聴広報課に連絡して行うものとする。

[発表時刻区分]

防災配備の区分	広 報 時 間 等
注意体制、警戒体制又は特別警戒体制	8時30分現在を9時30分に発表する。 15時現在を16時に発表する。 なお、16時の発表は新たに被害が発生した場合又は、被害が拡大している場合のみ行う。
非常体制	8時30分現在を9時30分に発表する。 15時現在を16時に発表する。 なお、被害の拡大等状況が変化している場合は、随時発表回数を増やすこととする。
(注) 上記のほか、人的被害及び住家被害等が発生し、必要と認められるときは、随時発表を行う。	

第4章 災害救助

災害救助の実施は、災害救助法を適用し、これに基づいて行うこととするが、災害救助法の適用に至らない災害又は地域についても、災害が市町村を越えて広域にわたるとき、又は市町村における救助の実施が困難であるときなどにおいては、災害救助法を適用した場合に準じて災害救助を実施するものとする。

なお、災害救助法が適用された地域において実施する災害救助のうち、同法に基づく救助については、特に保健福祉部保健福祉課及び関係市町村と緊密な連絡のもとに行うものとする。

第1 災害救助法の適用

災害救助法の適用は、住家の滅失の状況など一定の基準に基づいて行われるが、その手続き等については、同法施行令、施行規則及び災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）による。

第2 市町村長への委任

災害救助法が適用された場合における同法に基づく災害救助は、県が実施機関となり、市町村はその補助機関として行うことになるが、災害救助法第13条及び災害救助法施行細則の規定により市町村長へ知事の権限の一部を委任できるとされており、その実施区分は次のとおりである。

なお、市町村長から要請があったとき、又は知事が特に必要と認めたときは、救助の応援又は自らこれを実施することがある。

[災害救助法による救助の実施区分]

市町村長による実施が想定されるもの	(1) 避難所の設置 (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 (3) 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (4) 被災者の救出 (5) 被災した住宅の応急修理
-------------------	--

	(6) 学用品の給与 (7) 埋 葬 (8) 遺体の搜索 (9) 遺体の処理 (10) 障害物の除去
知事による実施が想定されるもの	(1) 応急仮設住宅の供与 (2) 医療及び助産 (3) 生業に必要な資金の貸与

第3 救助活動

1 避難所の設置・・・危機管理課、保健福祉部保健福祉課

災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に学校、福祉センター、公民館その他既存の建物又は応急仮設物等に受入れ保護する。

避難所の供与は市町村長が行うが、大規模な災害の発生に際し、予定した避難所の使用不能等により、当該被災市町村からの避難所の確保につき要請があった場合は、隣接市町村の施設使用等について必要な指示を行い、避難所の確保を図るものとする。

なお、災害救助法が適用された場合においては、県が実施機関となり、市町村はその補助機関として行うことになるが、直接の事務は主として当該市町村において行われる。

避難所の供与に当たっては、保健福祉部保健福祉課と緊密な連絡のもとに行うものとする。

(1) 避難所に収容する被災者の範囲

ア 災害によって現に被害を受けた者

住家が被害を受け居住の場所を失った者又は現実に災害を受けた旅館、下宿の宿泊人等

イ 避難勧告、避難指示を行った場合

市町村長等が必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に避難勧告、避難指示等を行い避難させた場合又は緊急に避難することが必要である場合

(2) 避難所設置の方法

市町村長は、公民館等の既存施設を利用するほか、屋外に仮設物等を仮設し、避難所を設置するとともにこれを公示する。

開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

2 応急仮設住宅の供与・・・土木部住宅課、保健福祉部保健福祉課

災害のため住家を全焼、全壊又は流出した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し又は民間の賃貸住宅を借り上げて、一時的な居住の安定を図る。

応急仮設住宅の供与は、災害救助法が適用された場合においては、知事自らの責任において行うことが原則であるが、これが困難であるときは、当該市町村に委託して行うものとする。

県においては、土木部住宅課が保健福祉部保健福祉課と緊密な連絡のもとに行うものとする。また、入居者の調査及び設置場所の選定、確保は原則として市町村が行うものとしており、市町村とも十分連絡をとり行うものとする。

なお、災害救助法が適用されない場合においては、災害が発生した地域の市町村長がこれを行うが、当該市町村から応急仮設住宅の設置について、知事に応援要請があったとき、又は特に必要があると認めるときは、災害救助法が適用された場合に準じて積極的に応援するものとする。

また、土木部住宅課は、応急仮設住宅の設置に係る技術的指導を積極的に行うものとする。

(1) 応急仮設住宅に収容する被災者

生活保護法の要保護者、特定の資産のない失業者、母子世帯、老人、身体障害者等の経済的弱者等

(2) 設置の方法、供与期間

住宅の規模及び着工期間は、地域の実情、世帯構成等に応じたものとし、災害発生の日から20日以内とする。

3 炊出しその他による食品の給与

・・・保健福祉部保健福祉課、県民生活部、産業労働部産業企画課、農林水産部、危機管理課
災害のため、食糧の配給、販売機構等が混乱し、あるいは自宅で炊飯ができない者に対し、応急的な炊出しを行い、必要な食糧品を給与する。

炊出しその他食品の給与は市町村長が行うが、これら応急食品の確保につき市町村長から要請のあった場合は、産業労働部産業企画課において岡山流通情報懇話会やコンビニエンスストア等から調達、またはあっせんを行う。

食品の給与等に当たっては、保健福祉部保健福祉課と緊密な連絡のもとに行うものとする。

(1) 食品の給与を受ける被災者の範囲

ア 避難所に避難している者

イ 住家の被害が全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水であって、炊事ができない者

ウ 旅人、旅客等で食品の持参又は調達ができない者等

(2) 食品給与の方法及び期間

食品の給与に当たっては、現に食し得る状態にある物を支給することとし、現金や原材料の支給は行わない。

給与期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

4 飲料水の供給・・・保健福祉部生活衛生課、危機管理課、保健福祉部保健福祉課

災害のため、飲料水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給する。

飲料水の供給は市町村が行うが、県においては、保健福祉部生活衛生課において県下市町村の状況把握に努め調整を行うものとする。

なお、災害救助法が適用された場合は、県は、市町村の依頼により必要に応じ、自衛隊派遣要請及び他県への応援要請を行う。この場合危機管理課及び保健福祉部保健福祉課と緊密な連絡のもとに行うものとする。

5 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与

・・・保健福祉部保健福祉課、県民生活部、産業労働部産業企画課、危機管理課
災害のため、住家に被害を受けて日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品をそう失又は破損し、これらのものを直ちに入手できない状態にある者に対し、給与又は貸与する。

これらの救助物資の給与等は、通常市町村長の要請を受け、知事が県備蓄の物資（国際救援物資を含む。）を放出し、これらによっても要請を満たすことができないと認めるときは、産業労働部産業企画課において岡山流通情報懇話会やコンビニエンスストア等から調達、またはあっせんを受けることとなる物資の供給可能量をもとに配分計画を作成し、保健福祉部保健福祉課において適切に配分を行うものとする。

(1) 給与又は貸与を受ける被災者の範囲

ア 住家に被害を受けた者等

- イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者
- ウ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与又は貸与の品目

- ア 被服、寝具及び身の回り品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

(3) 給与又は貸与の方法

救助物資配分計画に基づき、住家の被害の状況、世帯の構成人員及び夏期、冬季の別によってそれぞれ一定の額の範囲内で行う。

(4) 給与又は貸与の実施期間

最終的に物資が被災者の手に渡るまでの期間であり、災害発生の日から10日以内とする。

6 医療及び助産・・・保健福祉部医療推進課

災害のため多数の負傷者の発生や、医療機関が被災するなど、医療機関において患者の受入が不可能な状態となった場合、関係機関による災害医療チームにより、応急的に医療及び助産を施し、被災者を保護する。

災害救助法による医療及び助産の業務は県との協定に基づいて、県医師会、DMAT指定機関、日本赤十字社岡山県支部により行われるが、災害の状況により、必要と認めるときは、これにかかわらず災害拠点病院等に医療の実施を依頼する。なお、この業務は県災害医療本部で実施する。

(1) 医療又は助産を受ける者の範囲

医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療等の途を失った者で、無医村における交通の途絶、あるいは医療機関が被害を受け機能が停止した場合等において、被災者のみに限定されず応急的に医療等を必要とする者すべてが対象とされる。

(2) 医療の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術、その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(3) 医療又は助産の方法及び実施機関

医療又は助産は、原則として県医師会、DMAT指定機関、日本赤十字社岡山県支部、災害拠点病院の災害医療チーム等により行われる。実施期間は、災害発生の日から、医療については14日以内、助産については7日以内とする。

7 被災者の救出・・・危機管理課、消防保安課

災害のため、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索して保護する。

被災者の救出は、各種災害救助活動のうちでも直接人命に関わるものであり、この事務の処理は、特に迅速を必要とする。

市町村から救出要請を受けた場合は、保健福祉部保健福祉課において、関係各部署と特に緊密な連携のもとに、救出機材等の調達及び輸送又は自衛隊の災害派遣要請等の救助活動に関する連絡調整を行うものとする。

(1) 救出を受ける者の範囲

- 災害のため、現に身体、生命が危険な状態にある者及び生死不明の状態にある者であり、住家の被害状況、被災した原因等とは関係なく、現に救出を必要とする状態におかれている者すべてが対象とされる。
- 8 被災住宅の応急修理・・・土木部建築営繕課、土木部住宅課、保健福祉部保健福祉課
災害のため、住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者に対し居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分につき必要最小限度の補修を行い、被災者を保護する。
被災住宅の応急修理は市町村が行うが、市町村からの建築資材の調達の要請があった場合は、県土木部建築営繕課においてあっせんを行う。知事が直接実施する場合は、土木部住宅課が実施するが、災害救助法が適用された場合においては、土木部住宅課及び保健福祉部保健福祉課と緊密な連携のもとに行うものとする。
- (1) 応急修理を受けるものの範囲
ア 災害によって住家が半壊又は半焼し、そのままでは日常生活ができない者
イ 自らの資力をもってしては応急修理ができない者
- (2) 実施の方法
住宅の応急修理は、救助の実施機関が世帯単位で現物給付をもって実施する。現物給付とは、木材、釘、トタン等材料を現物で支給するのではなく、これらの材料を使って住みうる状態にすることであって、救助の実施機関は大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施する。
- (3) 実施世帯数
市町村ごとに半壊、半焼世帯数の3割以内とする。
- (4) 修理の規模
修理の規模は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限られる。
- (5) 修理の期間
災害の発生の日から1カ月以内に完成させなければならない。
- 9 生業資金の貸与・・・産業労働部、保健福祉部、農林水産部、土木部、危機管理課
災害のため、住家が全壊、全焼又は流出し、そのため生業の手段を失った者に対し、世帯単位で少額の一定の資金を貸付け、貸付期間は2年以内、貸付は災害発生の日から1カ月以内とする。
- 10 学用品の給与・・・教育庁、総務部総務学事課
災害のため、住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品をそう失又はき損し、しかも物品販売機講等の一時的混乱により、これらの学用品が入手できない状態にある児童生徒に対し、被害の実状に応じて必要最小限度給与する。
給与する品目は、教科書、文房具及び通学用品とし、給与は教科書については、1カ月以内、文房具及び通学用品については15日以内に完了するものとする。
- 11 遺体の埋火葬・・・環境文化部環境企画課、危機管理課
災害の際に死亡した者について、社会混乱等のためその遺族が埋火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合に遺体の応急的埋火葬を行う。
埋火葬は、それに必要な物資の支給及び役務の提供とし、期間は災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
- 12 遺体の捜索・・・危機管理課
災害のため行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者を捜索する。この捜索は死亡した者の遺体についてであり、生存の可能性のある者については救出を行う。
捜索期間は災害の日から10日以内とする。
- 13 遺体の処理・・・保健福祉部保健福祉課、環境文化部環境企画課、危機管理課

災害の際に死亡した者について、社会混乱等のためその遺族が遺体処理を行うことができない場合に、遺体洗浄、縫合、消毒、遺体の一時安置あるいは検案を応急的に行う。処理期間は、災害発生の日から10日以内とする。なお、遺体の搬送に当たっては、必要に応じて災害時協力協定に基づく（一社）岡山県トラック協会霊柩部会及び葬祭関係団体の協力を得るものとする。

14 障害物の除去

災害により土石、竹木等の障害物を住家又はその周辺に運び込まれた場合において、自らの資機材ではそれを除去することができない者に対して、これを除去し、必要最小限度の日常生活の維持を確保する。

なお、車両の撤去に当たっては、必要に応じて災害時協力協定に基づく（一社）日本自動車連盟中国本部岡山県支部の協力を得るものとする。

(1) 除去の方法

必要最小限度の日常生活が営める状態にするものとし、金銭給付は認めない。

(2) 除去の対象及び世帯数

半壊又は床上浸水程度の被害を受けた住家のうち、特に必要と認められるものとし、半壊、床上浸水世帯の1割5分以内とする。公営住宅、寮、社宅等は原則として対象外とする。

(3) 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

第5章 避難の指示

災害による危険から住民を保護するため、必要と認められるときは、避難のために立退きを勧告、指示し、安全な場所へ避難させるものとする。

避難の勧告、指示は、原則として市町村長により行われるが、次の場合は知事がこれを行うことができる。

なお、この避難の指示を行ったときは、直ちに関係市町村及び消防機関、関係警察署に連絡を行うとともに、これらの関係機関及びその他の関係者の協力を得て、避難者の誘導に努めるものとする。

1 災害対策基本法に基づく避難の指示等・・・危機管理課

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、急を要すると認めるときは、避難のための立退きを指示することができるが、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第60条第6項の規定に基づき、当該市町村長に代わって実施しなければならない。

2 水防法に基づく避難の指示・・・土木部防災砂防課

洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条の規定に基づき、必要と認める区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

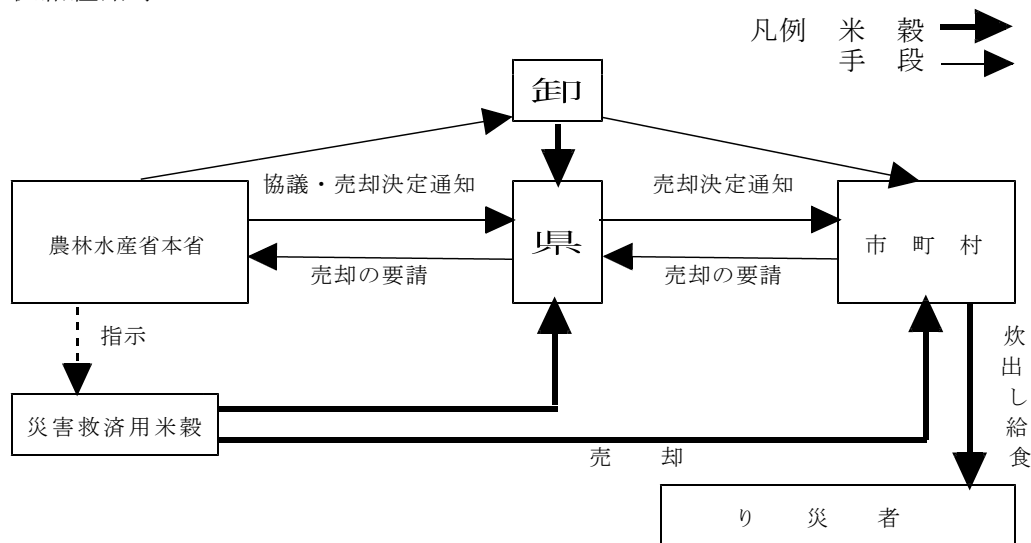
3 地すべり等防止法に基づく避難の指示・・・土木部防災砂防課、農林水産部耕地課、治山課

地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第25条の規定に基づき、必要と認める区域内の居住者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

第6章 主食等の応急配給

主食（米穀等）の応急供給は、農林水産省政策統括官等との協議により、農林水産部農産課が実施するものとするが、供給に当たっては、当該申請者の地域が災害救助法の適用を受けている場合は、保健福祉部保健福祉課と緊密な連絡のもとに実施するものとする。

- 1 供給品目
米穀等
- 2 応急供給を行う場合
 - (1) 知事自ら炊出しを行う場合
 - (2) 市町村長から炊出し用米穀等の売却依頼があり必要と認められたとき。
- 3 供給経路等



第7章 防疫・保健衛生

1 防疫

(1) 発生動向調査及び健康診断等

保健所は、発生動向調査のため必要があるときには、次により発生動向調査班を編成し、市町村及び地域内の衛生組織等の協力を得て、発生動向調査を実施する。

発生動向調査の結果、必要があるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第17条による健康診断を実施する。

発生動向調査班の編成・・・医師1名、保健師（看護師）2名、助手1名

(2) 防疫措置の指示命令等

保健福祉部長又は保健所長は、感染症の予防上必要があると認めるときは、被災市町村の災害の態様に応じ、範囲及び期間を定めて、市町村長に対し、次の事項について、指示又は命令を行うものとする。

ア 保健福祉部長が行うもの	(ア) 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する命令
イ 保健所長が行うもの	(ア) 感染症法第27条の規定による清潔方法、消毒方法の施行に関する指示 (イ) 感染症法第28条の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する命令 (ウ) 感染症法第31条の規定による生活の用に供される水の使用制限等の命令

(3) 防疫措置の実施

知事は、市町村における災害が激甚なため、市町村又は市町村長の行う防疫活動等が実施できないか、又は実施しても不十分であると認められるときは、感染症法又は予防接種法関係条項の規定により防疫措置を実施する。

2 保健衛生

(1) 食品衛生監視の実施

生活衛生課は、食品衛生監視員を被災地に派遣し、次により監視指導を行う。

ア 被災地の炊出し施設等の給食施設を巡回し、調理場及び食器等の衛生を重点的に監視指導をする。

イ 救助食品の納入業者の食品の取扱い及び製造施設の監視指導を行う。

ウ 被災地の食品については、監視のつど現場検査を行い、必要に応じて収去検査を実施し、不良食品の一掃に努める。

エ 被災地の食品営業施設の被災状況を把握するとともに、復旧整備について指導する。

オ 被災地の住民に対し、災害時の食品の衛生取扱いについて指導する。

(2) 栄養指導の実施

健康推進課は、栄養指導員を被災現場に派遣し、当該被災地域の炊出し施設等の給食施設を巡回し、栄養指導を行うとともに、その他被災地域における栄養補給に関し、必要な指導を行う。

第8章 応急の教育

災害のため、児童、生徒に対して平常の学校教育を実施することが困難となった場合、教育委員会において、教育施設、教職員の確保、教育指導及び応急給食の実施等の応急措置を実施し、応急の教育を確保する。

また、総務部総務学事課は、私立学校に対し、これに準じた応急措置の指導を実施するものとする。

1 教育施設の確保及び教育指導

教育委員会事務局は、災害の実情の調査及び県立学校長からの災害状況報告、意見書等に基づき授業継続に関し、次の具体策を立て応急措置をとる。

(1) 校舎の被害が相当に大きい、一般校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で授業を行う。

(2) 校舎の被害が相当に大きく全面的に使用不能であるが、数日で復旧できる場合臨時休校し、家庭学習を指導する。

(3) 校舎が全面的に被害を受け、復旧に長時間を要し、同一市町村内の学校が使用不能で生徒が集団避難する場合は、他地域の学校で授業を行う。

2 教職員の確保

教育委員会事務局は、被災教職員を調査するとともに、被災教育施設の状況を調査し、災害の状況を勘案のうえ、応急の教育の実施に支障があると認められたときは、他の教育機関の了承を得て、他校の教職員の救助を求め、又は必要な教職員を臨時に採用する等状況に応じた教職員の動員を図る。

3 応急給食の実施

教育委員会事務局は、市町村教育委員会及び私立学校設置者から応急給食物資のあっせん要請を受けた場合、その必要数量の把握を行い、岡山県学校給食会等に対し、給食物資のあっせんに依頼する。

第9章 交通の規制

1 交通の安全確保

道路等交通施設における落石、山崩れ等の災害から交通の安全を確保するため、一定以上の降雨その他により危険が予想され、規制が必要と認められるときは、「岡山県道路防災対策要綱」等により、道路の通行を禁止又は制限する。交通の規制に当たっては、県警察本部、他の道路管理者と緊密な連携のもとに実施するとともに、県本部が設置された場合は県本部室へ情報を提供する。

特に道路と鉄道が並行する箇所においては、斜面の状況などの情報を鉄道事業者、県警察等と共有するため、相互の連絡体制を整備する。

2 緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、災害対策基本法第76条の規定による緊急通行車両以外の車両の通行の制限を行う。

当該規制は公安委員会により行われるが、この場合の緊急通行車両の確認は、第10章の3に定めるところによる。

第10章 輸送力の確保

1 県の輸送力の利用

(1) 輸送力の確保の原則

防災活動に係る対策要員及び必要な資機材に関する輸送力は、原則として、庁用自動車（庁用自動車管理規程第2条第1号に規定する庁用自動車をいう。）及び船舶（岡山県船舶管理規程第2条第1項に規定する船舶をいう。）を使用してこれを確保するものとする。

(2) 各部局における輸送力の確保

各部局においては、その管理するところの業務用車（本庁集中管理車両使用要領第1に規定する業務用車をいう。）及び優先車両（本庁集中管理車両使用要領第4に規定する優先車両をいう。）並びに船舶を使用し、防災活動に係る対策要員及び必要資機材に関する輸送力を確保するとともに、必要に応じ、輸送関係業者からの調達によりその確保を図るものとする。特に必要があるときは、中国運輸局岡山運輸支局等を通じて輸送力を確保し、また、輸送関係業者に対し、法令に基づく強制措置を講ずるなどして、輸送力の確保を図るものとする。

(3) 集中管理車両の非常配備等

用度課で一括管理し本庁各課の職員が共用する車両（以下「集中管理車両」という。）については、公用車予約・管理システムの一部又は全部を停止し、庁用自動車管理規程第16条の規定による非常配備を行うこととする。

非常配備の方法は、防災活動に係る対策要員及び必要資機材に関する輸送に要する輸送力の確保を必要とする各部局の長が、用度課長へ要求を行い、用度課長は以下の方法により、集中管理車両の使用を決定するものとする。

① 各部局の長は、次に掲げる事項を記載した文書をもって、集中管理車両を使用しようとするときは、出納局用度課長に対し、また、それ以外の庁用自動車及び船舶を使用しようとするときは、出納局用度課を経由し、当該庁用自動車及び船舶を管理する部局長に申し込むものとする。

ア 使用する車両の車種、船舶等の種類

イ 使用目的

- ウ 使用目的地及び目的地までの往復距離
- エ 運転及び同乗職員の氏名及び連絡先
- オ 使用開始及び帰庁の予定日時
- カ その他必要事項

② 用度課長は、各部局の長から、防災活動に係る対策要員及び必要資機材に関する輸送のみを依頼された場合は、上記①により、使用される車両への便乗をあっせんするものとし、あっせんが整わない場合は、速やかに各部局の長へ、その旨を回答するものとする。

2 防災関係機関を通ずる輸送力の確保

県の各部局において、輸送力の確保が困難であるときは、危機管理課を通じ、次の機関に対してあっせんを求めるものとする。

なお、あっせん後は各部局であっせん先と直接連携をとるものとする。

- (1) 車 両 ・ ・ ・ ・ 中国運輸局岡山運輸支局
(一社)岡山県トラック協会
- (2) 舟 艇 ・ ・ ・ ・ 中国運輸局岡山運輸支局

3 緊急通行車両等の確認

(1) 規制の標識等

緊急輸送を行う車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行う場合、県公安委員会が標識の設置を行う。

(2) 確認事務処理

緊急通行車両等の確認事務は、平成28年3月1日付け「緊急通行車両等の確認事務処理要領」による。(資料編P.1)

第11章 水 防

水防管理団体(市町村等)による水防が十分に行われるよう関係部局は、県水防計画に定めるところにより、水防に関する情報の収集及び伝達、水防警報の発表その他水防に関する各種の措置を実施するものとする。

なお、水防活動の総合調整は、県水防計画に基づき、土木部防災砂防課に設置される県水防本部(本部長:土木部長)において行うが、県本部が設置された場合は、県水防本部はこれに統合する。

また、土木部長は、県本部が設置されたときは、水防活動の総合調整を図るため、水防に関し、他の部局に対し必要な指示を行い、当該水防の円滑な推進を図るものとする。

第12章 消 防

市町村の消防が十分に行われるよう消防組織法及び消防法の定めるところにより、消防保安課においては、消防に関する情報の収集及び伝達を行うとともに、市町村長に対する応援出動等必要な指示、その他消防に関する各種措置を実施するものとする。

第13章 海上流出油の防除

岡山県海域において、大量の油又は有害液体物質(以下「油等」という。)の排出事故が発生した場合に、海上保安部、港湾管理者及び沿岸市町村等の行う油等の防除活動に積極的な協力、指導をするとともに自らも港湾管理者として防除活動を実施するものとする。

また、防除活動の実施に際し、水島地区排出油等防除協議会、岡山県東部大量排出油等災害対策協議会又は備讃海域排出油等防除協議会連合会に総合調整本部が設置された場合は、同本部と緊密な連絡のもとに防除活動の実施の推進を図るものとする。この場合、県

は必要に応じ対策本部を設置し、関係部局、関係市町村との連絡調整に当たるものとする。

1 情報の収集及び伝達方法

県防災計画で定めるところによる。

2 資機材の運用及び調達

市町村及び漁業協同組合等から、油防除のため、オイルフェンス、油処理剤等資機材について調達を行い、あっせんする。

3 各部局の活動

関係部局とその主な所掌事務は次のとおりである。

担当部局（課）	所 掌 事 務
危機管理課 （消防保安課）	(1) 情報の収集及び庁内 各部局への連絡 (2) 県本部が設置された場合、同本部の庶務に関すること。 (3) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (4) 水島地区排出油等防除協議会、岡山県東部大量排出油等災害対策協議会及び備讃海域排出油等防除協議会連合会との連絡調整に関すること。
環境文化部 （環境管理課）	(1) 公共用水域における環境汚染状況の調査に関すること。
農林水産部 （水産課）	(1) 水産資源の災害状況の調査に関すること。 (2) 防除資機材の運用及び調達に関すること。 (3) 岡山県漁業協同組合連合会との応急対策活動に関する連絡調整に関すること。 (4) 県が管理する漁港の保全に関すること。
土木部 （港湾課）	(1) 県が管理する港湾の保全に関すること。 (2) 所管する防除資機材の調達、備蓄及び運用に関すること。

第14章 危険物の保安

石油類、火薬類、高压ガス等の危険物の災害に際しては、法令の定めるところにより、これら諸施設の所有者等に対し、施設の使用停止等必要な指示を行うとともに、市町村長に対する応援出動の指示、化学消化薬剤の調達等市町村の行う各種措置の実施を助け、適切な調整を行うものとする。

[危険物の保安に関する担当部局]

種 類	担 当 部 局	摘 要
石油類等 火薬類 高压ガス 電気工作物及び電気用品	消防保安課 " " "	消 防 法 火薬類取締法 高压ガス保安法 電気事業法、電気用品安全法
毒物・劇物	保健福祉部医薬安全課	毒物及び劇物取締法
有害ガス等	環境文化部環境管理課	大気汚染防止法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例

第 15 章 自衛隊の災害派遣要請

1 災害派遣要請手続

(1) 災害派遣要請依頼

各部局の長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、危機管理監（危機管理課）あて、別記様式 1 により災害派遣を依頼するものとする。

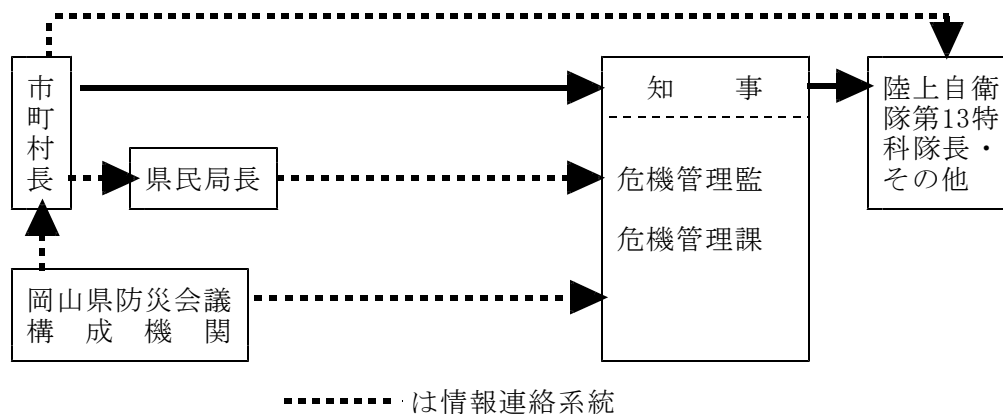
(2) 災害派遣要請

ア 危機管理監は、他の部局の長から災害派遣要請依頼があった場合、又は市町村長（県民局を経由した場合を含む。）から依頼があった場合は知事に報告し、知事が自衛隊の災害派遣を必要と認めたときは、速やかに関係派遣命令者あて別記様式 2 により要請するものとする。

なお、緊急を要するときは、とりあえず口頭又は電話等により要請し、事後要請書を提出するものとする。

イ 危機管理監は、自衛隊の災害派遣要請及びその災害派遣活動の迅速化を図るため、特に自衛隊との連絡を密にする必要があるときは、あらかじめ自衛隊に連絡幹部の派遣を求め、県本部室に受け入れるものとする。

[災害派遣要請等手続系統]



(3) 災害派遣命令者と担当地域及びその窓口

災害派遣命令者	担当 地域	窓 口		
		勤務時間内	勤務時間外	所 在 地
陸上自衛隊第13 特科隊長	県下 全域	連隊本部 3 科 0868-36-5151 内線 237 235 6440-031 (無線)	駐屯地当直 指令 0868-36-5151 内線 302 6440-038 (無線)	勝田郡奈義町滝本

2 派遣部隊の受入れ

- (1) 危機管理監は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、派遣要請依頼者（各部局長又は市町村長）に通知するとともに県本部室を通じて派遣部隊と受入側の相互の連絡調整に当たるものとする。
- (2) 派遣を受けた部局（部局長が災害派遣要請をした場合）の長は、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分達成されるよう努めなければならない。
 - ア 派遣部隊との連絡職員を次のとおり指名する。

県本部	危機管理課・消防保安課及び関係部局の職員 各1名以上
県地方本部	地域づくり推進課及び関係部の職員 各1名以上
市町村	1名以上（市町村長が指名する。）

- イ 応援を求める作業内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- エ 自衛隊の宿泊施設及び車両等の保管場所の準備をする。
- オ ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、ヘリポートの設置等受入体制を整備する。

3 撤収要請手続

自衛隊の災害派遣要請の目的を達成したとき又は必要がなくなった場合は、災害派遣要請手続に準じ、速やかに撤収要請の手続をとるものとする。

撤収要請依頼書及び撤収要請書は別記様式3、4による。

4 自衛隊の活動範囲

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療・救護・防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 救援物資の無償貸与又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

別記様式1 派遣要請依頼書

年 月 日

岡山県知事 あて
(危機管理監 あて)

市町村長 氏 名 印
(部 局 長 印)

災害派遣に関する要請

標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を 要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする）
 - (2) 災害派遣を要請する事由
- 2 派遣を必要とする期間
自 平成 年 月 日 時から
至 平成 年 月 日 災害が終了するまで
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）
- 4 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）
 - (1) 連絡場所及び連絡職員
 - (2) 宿舎
 - (3) 食料
 - (4) 資材

(用紙の大きさはA4とする。)

年 月 日

陸上自衛隊第13特科隊長 あて

岡山県知事 印

災害派遣に関する要請

標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - (1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明記）
 - (2) 災害派遣を要請する事由
- 2 派遣を必要とする期間

自	平成	年	月	日	時から
至	平成	年	月	日	災害が終了するまで
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）
- 4 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）
 - (1) 連絡場所及び連絡職員
 - (2) 宿舎
 - (3) 食料
 - (4) 資材

(用紙の大きさはA4とする。)

別記様式3 撤収要請依頼書

年 月 日

岡山県知事 あて

(危機管理監 あて)

市町村長 氏 名 印

(部 局 長 印)

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧もおおむね終了しましたから、
下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日 時 分

2 派遣要請依頼日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

(用紙の大きさはA4とする。)

別記様式4 撤収要請書

年 月 日

陸上自衛隊第13特科隊長 あて

岡山県知事 印

自衛隊の撤収要請について

自衛隊法第83条の規定により災害派遣を要請しましたが、災害復旧がお
おむね終了したので、下記のとおり撤収を要請します。

記

1 撤収開始日時

年 月 日 時 分

2 派遣要請依頼日時

年 月 日 時 分

3 撤収を希望する区域及び撤収区域の状況

(1) 区域

(2) 撤収区域の状況

4 その他参考事項

(用紙の大きさはA4とする。)

第16章 義援金品等の受付、配分

災害時においては、一般県民又は各種団体等から義援金品の寄託が予想される。

これらの義援金品の受付、配分については、保健福祉部保健福祉課において行い、義援金の収納事務は出納局会計課が行う。

1 義援金品の受付

(1) 義援金の受付

保健福祉部保健福祉課は、出納局会計課と緊密な連携のもとに、義援金の受け付けを行い、義援金は、歳入歳出外現金として、出納局会計課において、収納管理し、寄託者には、領収書を交付する。

(2) 義援物資の受付

保健福祉部保健福祉課は寄託者に受領証を交付する。

2 義援金品の配分

次の方法により配分するが、被害状況等によっては配分委員会を設置し、配分等の適正を図るものとする。

(1) 義援金の配分

保健福祉部保健福祉課は、被害状況に応じた配分計画を立て、市町村に寄託して被害者に配分するが、義援金の払出し事務については出納局会計課に依頼する。

(2) 義援物資の配分

保健福祉部保健福祉課は、被害状況等に応じた配分計画を立て、市町村に寄託して被害者に配分する。

第4編 災害復旧対策

第1章 岡山県災害復旧支援本部

1 県災害復旧支援本部の設置

知事は、県下に発生した大規模災害の復旧を速やかに行うため、必要であると認めるときは、岡山県災害復旧支援本部設置要領により、県災害復旧支援本部を設置するものとする。

2 県災害復旧支援本部の廃止

県の地域において発生した災害復旧に係る支援等がおおむね完了したと認めたときは、県災害復旧支援本部を廃止する。

第2章 災害復旧事業の促進

災害復旧事業の実施に当たっては、民生の安定、社会経済活動の早期回復、再度の災害の発生の防止のため、単に原形復旧に留まらず、必要な改良復旧を原則として、更に関連事業を積極的に取り入れ、災害復旧事業の実施計画を速やかに作成し、必要に応じて市町村の行う災害復旧事業に要する費用の負担又は補助を行うこととし、国又は県が災害復旧事業に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助するものについては、査定の早期実施、緊急査定、緊急事業の実施を図り、復旧資材の円滑な供給等により、災害復旧事業の迅速、適切化を図るものとする。法令又は予算の範囲内において国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業の種類及びその事務担当部局は、おおむね次表のとおりである。なお、著しく激甚である災害が発生した場合は、国は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害特別財政援助法」という。）を適用し、これらの災害復旧事業に要する費用について、特別の財政援助等の

措置が図られることになっている。

種 類	担 当 部 局	摘 要
公共土木施設災害復旧事業 河川災害復旧事業 海岸災害復旧事業 砂防設備災害復旧事業 林地荒廃防止施設災害復旧事業 地すべり防止施設災害復旧事業 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業 道路災害復旧事業 港湾災害復旧事業 漁港災害復旧事業 下水道災害復旧事業 公園災害復旧事業	土木部防災砂防課 土木部防災砂防課、 農林水産部耕地課、水産課 土木部防災砂防課 農林水産部治山課 農林水産部耕地課、 治山課、土木部防災砂防課 土木部防災砂防課 土木部防災砂防課 土木部港湾課 農林水産部水産課 土木部防災砂防課 土木部都市計画課	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
農林水産業施設災害復旧事業	農林水産部関係課	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
都市災害復旧事業	土木部都市計画課	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
水道災害復旧事業	保健福祉部生活衛生課	水道法
住宅災害復旧事業	土木部住宅課	公営住宅法
社会福祉施設災害復旧事業	保健福祉部関係課	老人福祉法、障害者総合支援法、身体障害者福祉法、売春防止法、児童福祉法、精神障害者保健福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法
公立医療施設、病院等災害復旧事業	保健福祉部医療推進課	医療施設等災害復旧費補助金
学校教育施設災害復旧事業	教育委員会	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
その他の災害復旧事業	関係部局	

第3章 災害金融措置

被災者の生活確保、災害復興意欲の高揚を図るため、法令等の定めるところにより、必要な資金の補助、融資、貸付等を円滑に行うとともに、必要に応じて県税の免税措置等を行うものとする。これら災害金融措置の種類とその事務担当部局は、おおむね次の表のとおりとする。

なお、著しく激甚である災害が発生した場合は、国は激甚災害特別財政援助法を適用し、これらの災害金融措置について、特別の財政援助措置等が図られることになっている。

種 類	担 当 部 局	摘 要
被災農林水産業に対する金融措置	農林水産部関係課	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
被災中小企業に対する金融措置	産業労働部経営支援課	中小企業信用保険法
災害復興住宅資金の貸付	土木部住宅課	独立行政法人住宅金融支援機構法
生活福祉資金の貸付	保健福祉部障害福祉課	生活福祉資金貸付制度要綱
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	保健福祉部子ども家庭課	母子及び父子並びに寡婦福祉法
災害援護資金の貸付	保健福祉部保健福祉課	災害弔慰金等の支給に関する法律
県税の免税措置	総務部税務課	地方税法
県立高等学校授業料の減免措置	教育委員会	
被災者生活再建支援金の支給	危機管理課	被災者生活再建支援法

第4章 国会、政府機関への要望

災害復旧に関する各種措置の迅速、適切な実施を図るためには、国の財政援助等が必要であるので、各部局は、適宜、国の財政援助等について要望を行うものとする。

なお、全県的な災害又はこれに準ずる大規模な災害が発生した場合は、総合政策局政策推進課において、国に対する各種要望事項をとりまとめ、国会、政府機関に対し、国の財政援助等について要望を行うものとする。

防 災 ・ 危 機 管 理 配 備 体 制

別紙 1

レベル	配備体制	風水害	地震	原子力災害	コンビナート災害	火災・危険物事故等	海上における災害	その他事案
1	注意体制	<p>○大雨・洪水注意報</p> <p>○大雪警報</p>	<p>○津波注意報</p>	<p>○協定第9条事象及び同レベルの事故</p> <p>昭和54年7月に岡山県、上倉原村及び事業所の3者で締結した協定第9条によると「法令で定める値を超えた被ばく又は環境への放出があったとき」など5項目で、いずれもすぐに付近住民などが被ばくすることはないと考えられるが、その後の経緯によっては、拡大するケースも考えられることから、注意体制とする。</p>	<p>○拡大の恐れのない軽易な事故等</p> <p>原課による配備で情報収集等を行う。</p>	<p>○相当規模の火災・事故等</p> <p>相当規模の火災や事故等が発生した場合に注意体制をとる。</p>	<p>○本県海域で油等危険物の流出事故の発生の情報を知ったとき</p>	<p>○相当規模の火災・爆発、有毒ガス漏洩、油流出等及び放射能・生物・化学事案等の発生、その他</p>
2	警戒体制	<p>○大雨・洪水・高潮警報</p> <p>○暴風・暴風警報</p>	<p>○震度4</p> <p>震度4で緊急初動班（第1次班）が参集し、本来の職員が警戒体制につくまでの間、情報収集などの体制をとる。</p>	<p>○地域防災計画（原子力災害等対策編）に係る情報収集事態及び警戒事態に該当する場合</p>	<p>○第1次防災体制</p> <p>特に関係のある部課の職員の少人数を配備し、各部課で定めた要領等に基づく防災活動を実施する。</p>	<p>○拡大のおそれがある火災事故等</p> <p>火災・事故等の被害が拡大するおそれがある場合に、警戒体制をとる。</p>	<p>○大量の油等危険物の流出事故が発生し、県の沿岸に到達する可能性が高いと見込まれるとき</p>	<p>○上記のうち、次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>①大規模又は複合的に拡大のおそれがある場合</p> <p>②人為的かつ作為的に引き起こされた可能性がある場合</p>
3	<p>特別警戒体制</p> <p>危機管理チーム統括</p>	<p>○相当規模の被害の発生又はそのおそれがある場合</p> <p>※ 暴風・大雨・洪水・高潮・水防警報のいずれかが発表され、次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>① 岡山県の区域の一部が台風の12時間後進路予報円内に入り、相当規模の災害が発生するおそれがある場合</p> <p>② 河川水位が氾濫危険水位（危険水位）を超えるおそれがある場合</p> <p>③ 土砂災害警戒情報が発表されている地域に、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>④ その他、上記基準以外でも相当規模の災害が発生し又は発生するおそれがある場合</p>	<p>○津波警報</p> <p>○震度5（弱）</p> <p>震度5（弱）で緊急初動班（第1次班及び第2次班）が参集し本来の職員が特別警戒体制につくまでの間、情報収集などの体制をとる。被害の程度がかなり大きいと予想されるため、特別警戒体制とする。</p>	<p>○原災法第10条事象</p> <p>原子力災害対策特別措置法第10条の通報事象は、事業所境界線で5マイクロシーベルト／時間以上を観測するなどの事象で、付近住民にすぐに被害が及ぶ事象ではないが、国への通報が義務付けられていることなどから特別警戒体制とする。</p>	<p>○第2次防災体制</p> <p>上記に加えて、災害等の状況の推移に伴い直ちに総合防災体制に切り替え得る特別警戒体制とする。</p>	<p>○相当規模の被害の発生又はそのおそれがある場合</p>	<p>○大量の油等危険物の漂着等が認められるとき</p>	<p>○相当規模の被害の発生又はそのおそれがある場合</p>
4	<p>非常体制</p> <p>災害対策本部統括</p>	<p>○甚大な被害の発生又はそのおそれがある場合</p> <p>① 特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮、波浪）又は大津波警報が発表された場合</p> <p>② その他、上記基準以外でも甚大な被害が発生し又は発生するおそれがある場合</p>	<p>○大津波警報</p> <p>○震度5（強）以上</p> <p>震度5（強）以上で緊急初動班（第1次班及び第2次班）を含め、原則として職員全員が参集する。県下広範囲に被害が発生すると予想されるため、非常体制とする。</p>	<p>○原災法第15条事象</p> <p>原子力災害対策特別措置法第15条の事象は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発し、国の担当副大臣がオフサイトセンターへ出向、指揮をとって対応するレベルであり、非常体制とする。</p>	<p>○総合防災体制</p> <p>石油コンビナート等防災計画に基づき、現地本部に必要な人員を配備し、現地本部業務を行うとともに、総合防災体制により災害対策を実施する。（庁内に本部室を設置して対応）</p>	<p>○甚大な被害の発生又はそのおそれがある場合</p>	<p>○甚大な被害の発生又はそのおそれがある場合</p>	<p>○甚大な被害の発生又はそのおそれがある場合</p>

資 料 編

緊急通行車両等の確認事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第39条の規定に基づき知事が行う緊急通行車両の確認事務等の処理、並びに、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条の規定に基づき知事が行う緊急輸送車両の確認事務等の処理について、必要事項を定めることを目的とする。

(緊急通行車両等の要件)

第2条 前条の規定により確認を行う緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する車両とする。

一 アからウまでのいずれかに該当すること。

ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条に規定する災害時において、岡山県地域防災計画に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策（別表1）を実施するために使用される計画がある車両であること。

イ 岡山県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第11条第1項に規定する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）（別表1）を実施するために使用される計画がある車両であること。

ウ 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合に、大震法第21条に規定する地震防災応急対策（別表1）を実施するために使用される計画のある車両であること。

二 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(緊急通行車両等の確認審査)

第3条 緊急通行車両等の確認は、次のとおり行うものとする。

一 確認の申請

ア 申請者

指定行政機関等の当該緊急通行又は緊急輸送（以下「緊急通行等」という。）に係る業務の実施について責任を有する者若しくはその代行者又は当該車両の運転者

イ 申請書類

(ア) 緊急通行車両等確認申請書（別紙様式第1号）

(イ) 自動車検査証の写し

(ウ) 輸送協定書、業務委託契約書又は指定行政機関等の上申書等当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類の写し（指定行政機関等が保有する車両で災害

応急対策、国民保護措置又は地震防災応急対策に使用する場合は除く。)

ウ 申請先

(ア) (イ)以外の場合は、a から c のいずれかとする。

a 危機管理課

b 県民局地域政策部地域づくり推進課

c // 地域総務課

(イ) 国民保護対策本部体制又は緊急処理事態対策本部体制の場合は、事務を所掌する部課等

二 審査

緊急通行車両等確認申請書を受理したときは、次の事項について審査を行うものとする。

(ア) 当該車両が前条の要件に該当すること。

(イ) 車両の使用者又は運転者等が適正であること。

(事前届出済証の交付を受けた緊急通行車両等の確認手続)

第4条 岡山県公安委員会の緊急通行車両等事前届出済証(以下「事前届出済証」という。)の交付を受けた車両の確認については、次のとおり行うものとする。なお、確認手続は、事前届出済証の交付を受けていない車両に優先して行うものとする。

一 申請の確認

ア 申請者

前条の一アに掲げる者

イ 申請書類

a 緊急通行車両等確認申請書

b 緊急通行車両等事前届出済証

ウ 申請先

前条の一ウと同じ

二 審査

審査は、事前届出に際して警察本部で行われていることから、省略するものとする。

三 他の都道府県公安委員会等の事前届出済証

他の都道府県公安委員会等の事前届出済証の交付を受けた車両についても同様に取扱うものとする。

(確認証明書及び標章の交付)

第5条 緊急通行車両等であることの確認を行った場合は、緊急通行車両等確認申請受理簿(別紙様式第2号)に記載した後、緊急通行車両にあつては、災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。)第6条第2項に定める緊急通行車両確認証明書(別紙様式第3号の1)、緊急輸送車両にあつては、大規模地震対策特別措置法施行規則(昭和54年総理府令第38号。以下「大震法施行規則」という。)第6条に定める緊急輸送車両確認証明書(別紙様式第3号の2。以下別紙様式第3号の1及び別紙様式第3号の2を「確認証明書」という。)に別表2に定める各所属の略称と交付順の一連番号からなる交付番号等を記入するとともに、災対法施行規則第6条第1項及び大震法施行規則第6条に規定する標章(別紙様式第4号。以下

「標章」という。)に登録(車両)番号及び有効期限を黒色のボールペン等により記入する等変造できない方法で作成し、併せて交付するものとする。なお、標章の有効期限は、別途指定する場合を除き、発行日の翌日から起算して1月を経過した日とする。

2 申請者に対して、確認証明書及び標章を交付する際は次の事項を指導する。

一 緊急通行等に係る業務を実施する場合は、運転者は確認証明書を必ず携行し、現場警察官から指示があった場合は提示すること。

二 標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示すること。

三 当該緊急通行等に係る業務が終了した場合又は標章の有効期限が経過したときは、直ちに当該車両から標章を撤去し、確認証明書と併せて最寄りの県民局、地域事務所又は危機管理課に速やかに返還すること。

(確認証明書及び標章の返還)

第6条 確認証明書及び標章は、当該緊急通行等に係る業務が終了した場合又は標章の有効期限が経過したときは、最寄りの県民局、地域事務所又は危機管理課に返還させるものとする。

別表1 (第2条関係)

該当法令	該当要件
災害対策基本法 第50条第1項	<p>災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項 2 消防、水防その他の応急措置に関する事項 3 被災者の救難、救助その他保護に関する事項 4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 5 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 6 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 8 緊急輸送の確保に関する事項 9 その他災害の発生を防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
国民保護法 第11条第1項	<p>国民保護措置は、次に掲げる措置をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置 2 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救

	<p>援に関する措置</p> <p>3 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</p> <p>4 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置</p> <p>5 武力攻撃災害の復旧に関する措置</p>
<p>大規模地震対策特別措置法 第21条第1項</p>	<p>地震防災応急対策は、次の事項について行うものとする。</p> <p>1 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項</p> <p>2 消防、水防その他の応急措置に関する事項</p> <p>3 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項</p> <p>4 施設及び設備の整備及び点検に関する事項</p> <p>5 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項</p> <p>6 緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>7 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項</p> <p>8 その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項</p>

別表2（第5条関係）
所属名略称一覧表

交付所属	略称
危機管理課	危
備前県民局地域政策部地域づくり推進課	備前
〃 東備地域総務課	東備
備中県民局地域政策部地域づくり推進課	備中
〃 井笠地域総務課	井笠

〃	高梁地域総務課	高梁
〃	新見地域総務課	新見
	美作県民局地域政策部地域づくり推進課	美作
〃	真庭地域総務課	真庭
〃	勝英地域総務課	勝英

附 則

- 1 この要領は、平成19年3月30日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成23年3月1日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成28年3月1日から施行するものとする。

(別紙様式第1号)

緊急通行車両等確認申請書

緊急通行車両

緊急輸送車両

第 号		年 月 日
岡山県知事 殿		
岡山県 県民局長 殿		
住 所		
申請者 氏 名		印
(電話)		
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通行日時		
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(別紙様式第2号)

緊急通行車両等確認申請書受理簿

〔災害対策基本法〕
〔国民保護法〕
〔大規模地震対策特別措置法〕

交付 番号	申請受理 年月日	車両番号	車両の用途	申請者		通行日時	通行経路		備考
				住所	氏名		出発地	目的地	

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

(別紙様式第3号の1)

(表面)

別記様式第4 (第6条関係)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
岡山県知事印		
岡山県 県民局長 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(裏面)

(注意事項)

- 1 緊急輸送等を実施する場合は、運転者は確認証明書を必ず携行し、現場警察官から指示があった場合は提示すること。
- 2 標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示すること。
- 3 当該緊急通行の用務が終了した場合又は標章の有効期限が経過したときは、直ちに当該車両から標章を撤去し、確認証明書と併せて最寄りの県民局、地域事務所又は危機管理課に速やかに返還すること。

災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

- 1 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- 2 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 3 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 5 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 6 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 8 緊急輸送の確保に関する事項
- 9 その他災害の発生を防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(災害対策基本法第50条第1項)

国民保護措置は、次に掲げる措置をいう。

- 1 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置
- 2 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- 3 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 4 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置
- 5 武力攻撃災害の復旧に関する措置

(国民保護法第11条第1項)

(別紙様式第3号の2)

(表面)

別記様式第7 (第6条関係)

第 号		年 月 日
緊急輸送車両確認証明書		
岡山県知事印		
岡山県 県民局長 印		
番号標に表示されている番号		
輸送人員又は品名		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(裏面)

(注意事項)

- 1 緊急輸送等を実施する場合は、運転者は確認証明書を必ず携行し、現場警察官から指示があった場合は提示すること。
- 2 標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示すること。
- 3 当該緊急輸送の用務が終了した場合又は標章の有効期限が経過したときは、直ちに当該車両から標章を撤去し、確認証明書と併せて最寄りの県民局、地域事務所又は危機管理課に速やかに返還すること。

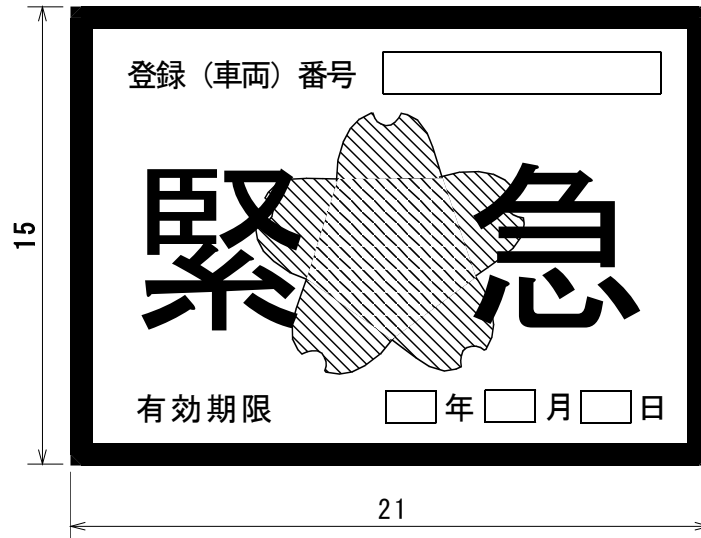
地震防災応急対策は、次の事項について行うものとする。

- 1 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- 2 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 3 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- 4 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- 5 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- 6 緊急輸送の確保に関する事項
- 7 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- 8 その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(大規模地震対策特別措置法第21条第1項)

(別紙様式第4号)

緊急通行車両標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

岡山県災害対策実施要綱

平成30年4月1日

岡山県危機管理課

TEL 086-226-7293